

第3期 那須塩原市 子ども・子育て 未来プラン

—那須塩原市こども計画—

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月
那須塩原市

はじめに

急速な少子化や核家族化が進行する中で、家族や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況において、未来を担う子どもたちが安心して健やかに育つための環境を整えることを最優先に、私たちは子どもたちが直面する様々な課題に対して、真摯に向き合わなければなりません。

そのような中、国においては、子どもの権利を保障し、子どもを取り巻く環境を整えるための新たな司令塔として「子ども家庭庁」が設置されました。また、「子ども基本法」が制定され、「子どもまんなか社会」を目指す「子ども大綱」により、子ども施策を総合的かつ強力に推進する体制が整備されました。私たち地方自治体においても國の方針に基づきながら、多様な取組を進めることで、子どもたちが安心して成長できる社会の実現に寄与していくことが求められています。



本市では、平成27年に第1期「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を、令和2年には第2期プランを策定し、地域と連携した子育て支援を進めてきました。そしてこの度、子どもの権利保障や子育て施策をさらに強化し、子どもたちが持つ可能性を最大限に引き出すための環境づくりを目指し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする「第3期那須塩原市子ども・子育て未来プラン—那須塩原市子ども計画—」を策定しました。

本計画では、全ての子どもと子育て家庭へライフステージに応じた教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供するため、8つの基本方針を掲げています。地域全体で子どもの健やかな成長や学びを支える環境を整え施策を推進していきます。

今後も市民の皆様とともに手を携え、未来を担う子どもたちのために尽力してまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定に当たりニーズ調査や子育て世帯生活実態調査で貴重な御意見・御提言をいたいた皆様、また、ワークショップやヒアリングに参加いただいた児童・生徒・若者の皆様、市子ども・子育て会議の委員の皆様など、御協力いただきました全ての皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和7(2025)年3月

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 法的な位置付け	2
3 関連計画との位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の主な対象	3
6 計画の策定体制	4
7 第2期計画の進捗状況	5
第2章 こどもと子育てを取り巻く環境	7
1 少子化の現状	7
2 子育て支援サービスなどの現状	12
3 各種調査結果から分かる子育て世帯の生活の現状	19
第3章 計画の基本的な考え方	52
1 計画の基本理念	52
2 計画の基本目標	53
3 計画の基本方針	54
4 計画の体系	56
第4章 施策の展開	57
基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり	57
基本方針2 援護が必要なこども・子育て家庭への支援	63
基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実	71
基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援	78
基本方針5 教育環境の整備	80
基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備	88
基本方針7 こどもの貧困対策の推進	90
基本方針8 こどもの権利の保障	96
第5章 子ども・子育て支援事業計画	98
1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業	98
2 教育・保育提供区域の設定	100
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	103
5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	116
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	116
7 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	117
第6章 計画の推進	118

1 計画の推進体制	118
2 計画の点検・評価などの進捗管理	118
資料編	119
1 計画策定の経過	119
2 関係例規	120
3 令和6(2024)年度那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿	127

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子化や核家族化などの進行とともに家族や地域を取り巻く環境が変化する中、こどもが安心して健やかに育まれるよう、国においてもこれまで、児童虐待防止対策、待機児童対策、子どもの貧困対策などの子育て関連施策に取り組んできました。

しかしながら、この取組に一定程度の効果はみられましたが、児童虐待件数は年々増加し、また、コロナ禍の影響も加わり、こどもを取り巻く影響はますます深刻化しています。そのため、未来を担うこどもたちの置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「子ども基本法」が制定・施行されました。加えて、同年12月には、子ども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「子ども大綱」が閣議決定されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されました。

那須塩原市では、平成27(2015)年3月に「次世代育成支援対策行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の両計画を一体とした第1期となる「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定しました。令和2(2020)年3月に策定した「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」では「子どもの貧困対策計画」及び「子どもの権利に関する行動計画」を新たに包含し、地域と連携して展開を進め、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。

「第3期子ども・子育て未来プラン」は、子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進するとともに、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心においた施策展開を図るため、第2期計画に「子ども・若者計画」を加え、子ども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として策定します。

2 法的な位置付け

本計画は、子ども基本法第10条の2に定める「市町村こども計画」であるとともに、幼児期の教育・保育、福祉、地域子ども・子育て支援を地域のニーズに基づき、本市のこども施策に関する以下の6つの計画と一体的に策定する総合的な計画とします。

○子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」

○次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される「次世代育成支援行動計画」

○子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定される「子どもの貧困対策計画」

○子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」

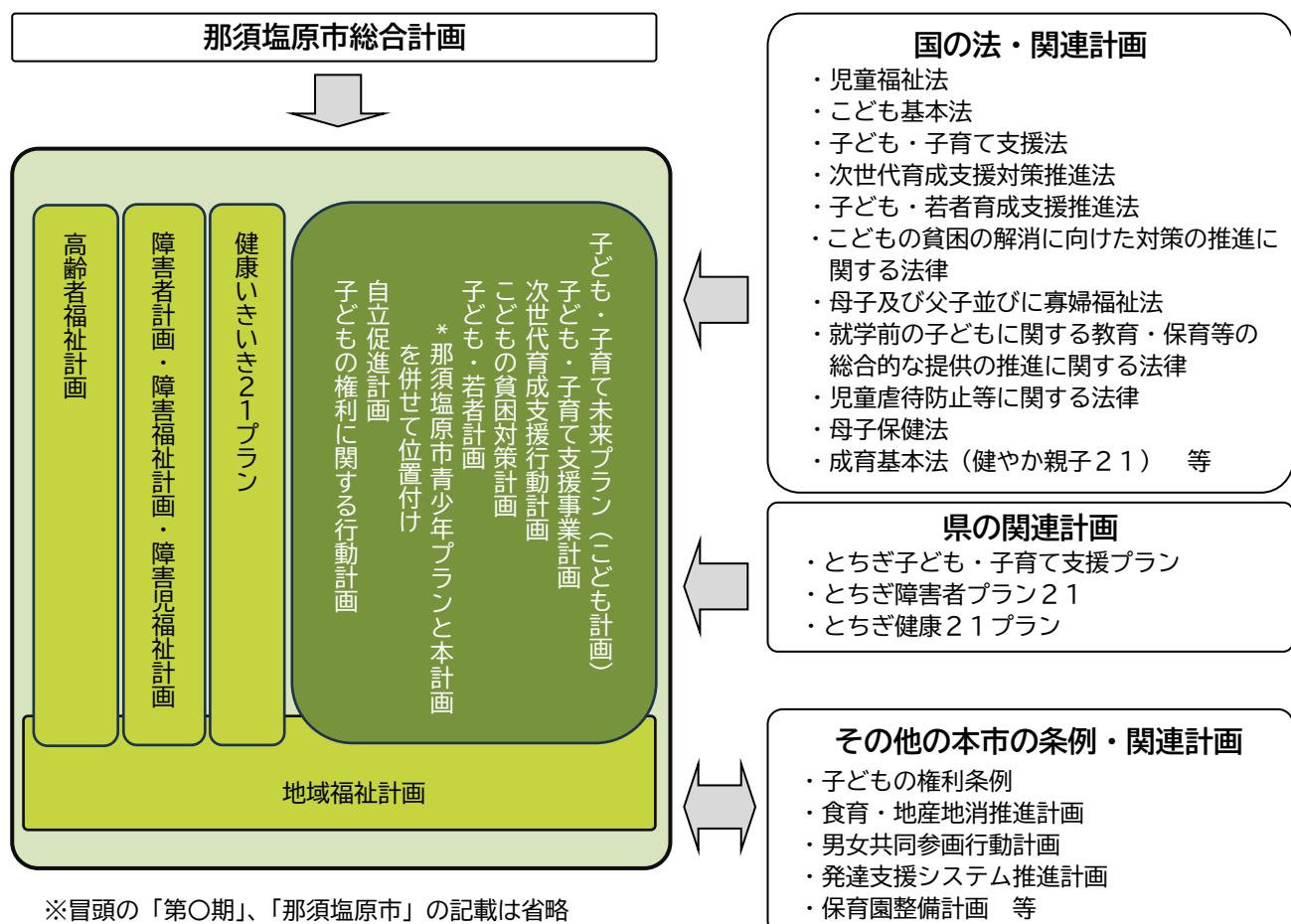
※那須塩原市青少年プランと本計画を併せて位置付け

○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」

○那須塩原市子どもの権利条例第26条に規定される「子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画」

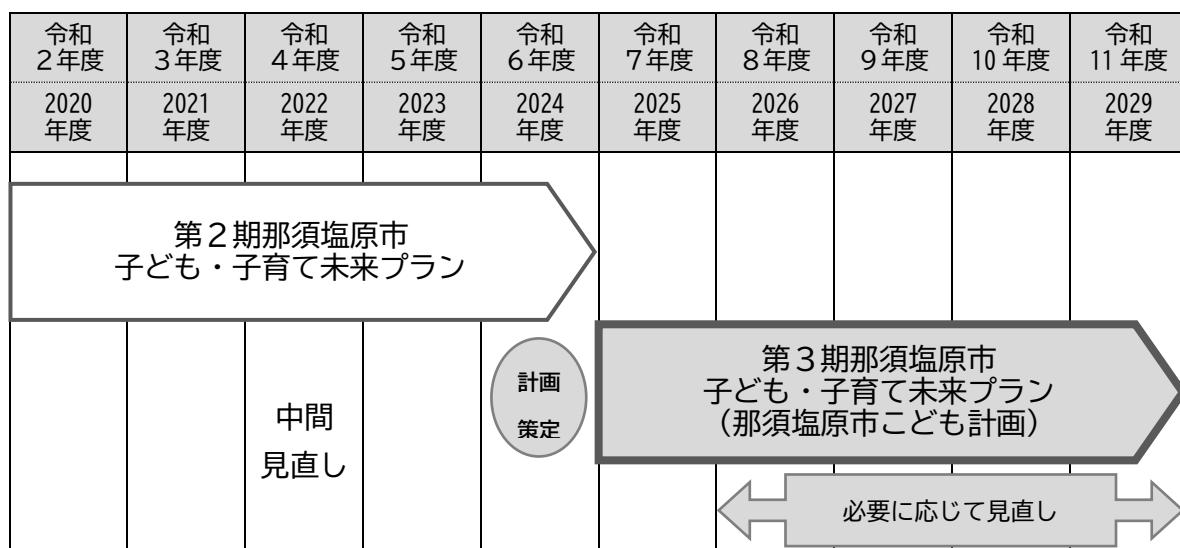
3 関連計画との位置付け

本計画は「那須塩原市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置付けます。



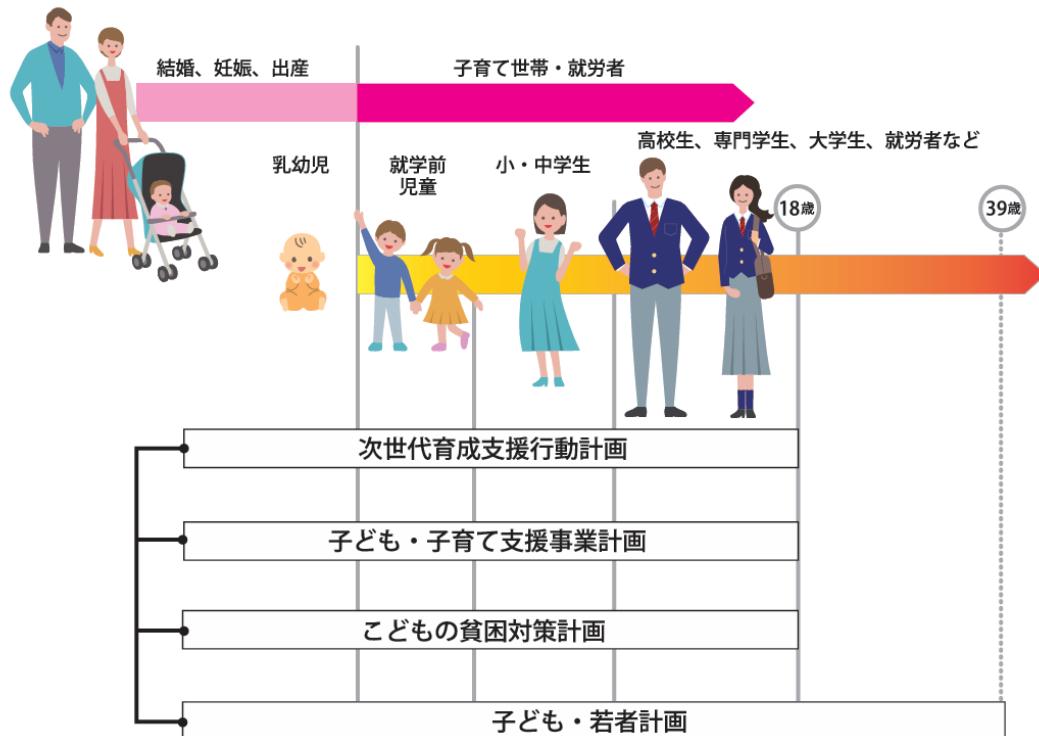
4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。



5 計画の主な対象

本計画の対象は、こども（0歳～おおむね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（おおむね30歳未満、必要に応じて40歳未満）を中心とする対象者とします。

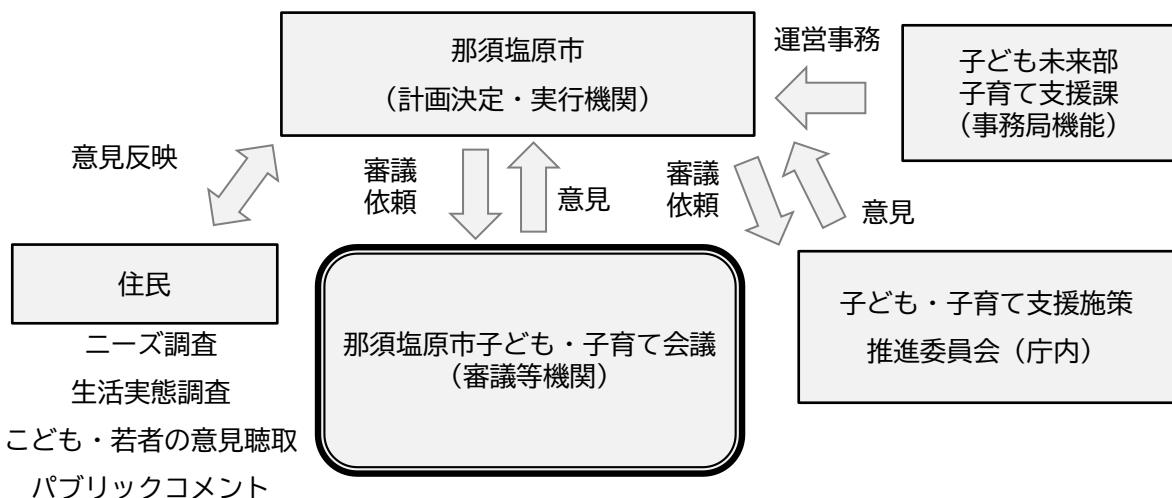


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援者に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「那須塩原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として就学前児童及び小学生のいる世帯を対象にニーズ調査を実施しました。

(3) 子育て世帯生活実態調査の実施

本市の子育て家庭における生活環境や経済状況などについて、今後の支援策を検討するため、小学5年生及び中学2年生の保護者と児童・生徒を対象に生活実態調査を実施しました。

(4) こども・若者の意見聴取

次の3つの方法で意見を聴取しました。

- ・中学生を対象とした意見交換会（ワークショップ）
- ・こども食堂、放課後児童クラブを対象とした対面ヒアリング
- ・こども・若者を対象としたホームページでの意見募集

(5) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

7 第2期計画の進捗状況

(1) 施策の評価方法

評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況などについて自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、おおむね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

(2) 第2期子ども・子育て未来プランの評価の総括

令和5(2023)年度における第2期計画の進捗状況について、全212事業（再掲含む）のうち、A評価が144事業（68%）、B評価が52事業（25%）、C評価が8事業（4%）、D評価が5事業（2%）となりました。

A・B評価の事業は、全体の93%を占め、全体としての進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本方針	基本施策	評価ランク
1 子育てを地域で支える意識づくり	(1) 教育・保育サービスの充実	B
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実	B
	(3) 子育て支援のネットワークづくり	B
	(4) 子どもの健全育成	B
	(5) 地域における人材育成	B
2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止と救済	B
	(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	B
	(3) 支援児施策の充実	B
	(4) 子どもの居場所づくり	B
3 母子保健事業の充実	(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実	B
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	A
	(3) 食育の推進	B
	(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	B
	(5) 小児医療等の充実	B
	(6) 不妊治療対策	A

第1章 計画の策定に当たって

4 仕事と家庭生活の両立の支援	(1) 仕事と子育ての両立支援の推進	B
	(1) 次代の親の育成	A
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	A
5 教育環境の整備	(3) 家庭や地域の教育力の向上	B
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A
	(5) いじめ・体罰防止と救済	A
6 子育てにやさしい生活環境の整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	B
	(2) 子どもの安全の確保	B
7 子どもの貧困対策の推進	(1) 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援	A
	(2) 生活の安定のための支援	B
	(3) 保護者の自立に向けた支援	C
	(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	B
8 子どもの権利の保障	(1) 子どもの権利侵害からの救済	A
	(2) 子どもの権利に関する啓発活動	C

第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

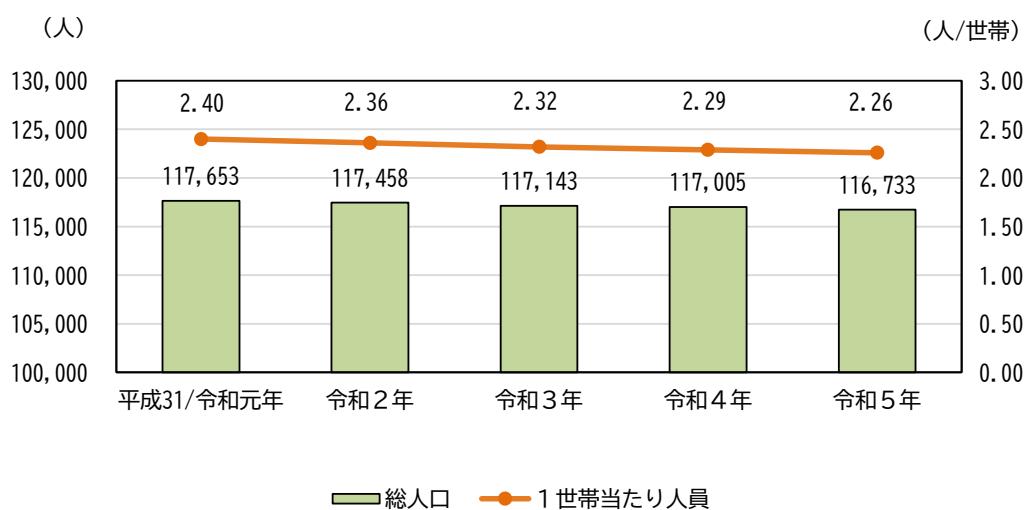
1 少子化の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年1月1日現在で116,733人と平成31(2019)年と比較して920人の減少となっています。

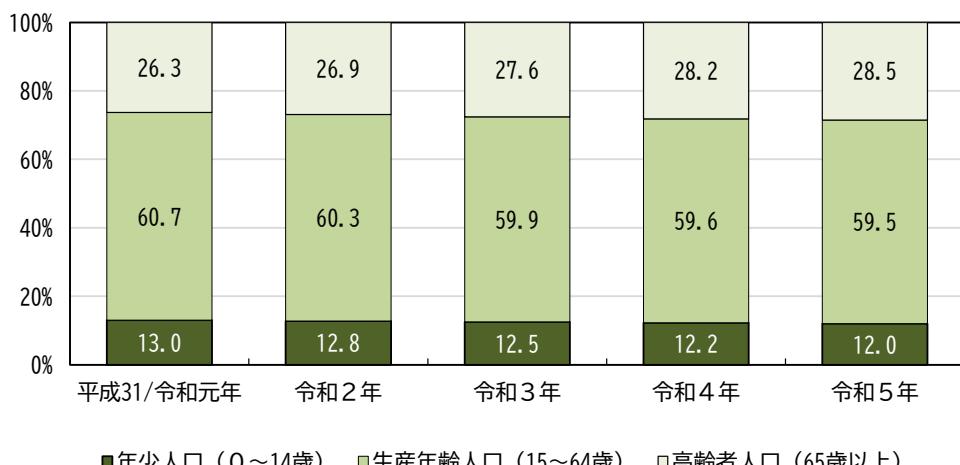
また、年齢3区分の人口構成をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加していますが、年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年1月1日現在で年少人口は13,987人（12.0%）と平成31(2019)年の15,332人と比較して1,345人（1.0ポイント）の減少となっています。

総人口と1世帯当たり人員



資料：栃木県住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

年齢3区分の人口構成

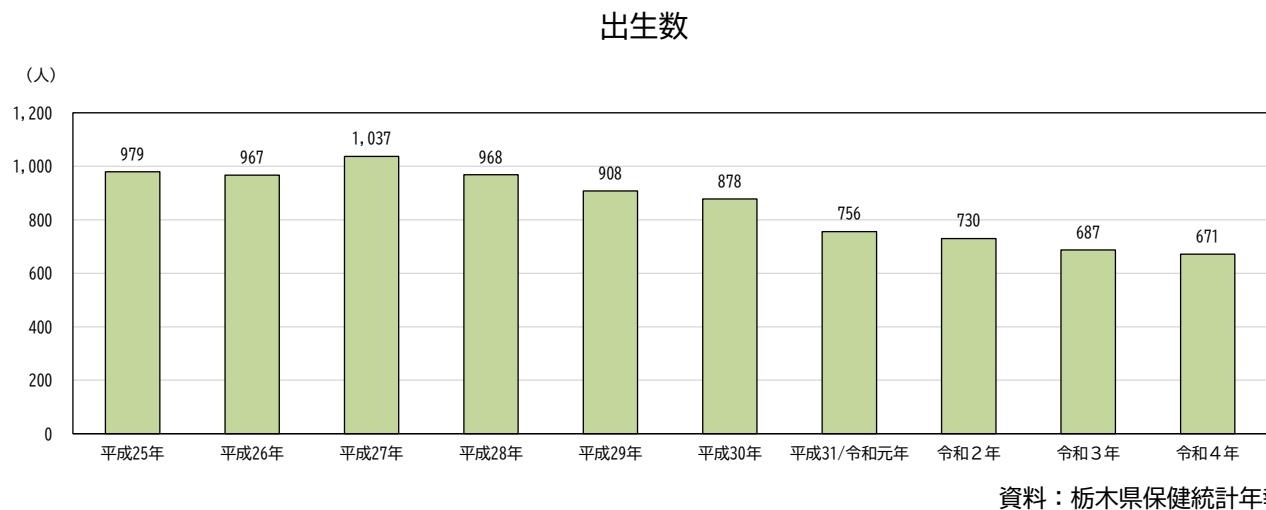


資料：栃木県住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

(2) 出生の動向

本市の出生数は、1,000人前後で推移していましたが、平成27(2015)年以降は減少傾向にあり、令和4(2022)年で671人となっています。

また、合計特殊出生率※は、栃木県及び全国より上回った状況で推移していましたが、平成31(2019)年に急激に低下し栃木県及び全国を下回り、令和4(2022)年で1.23となっています。

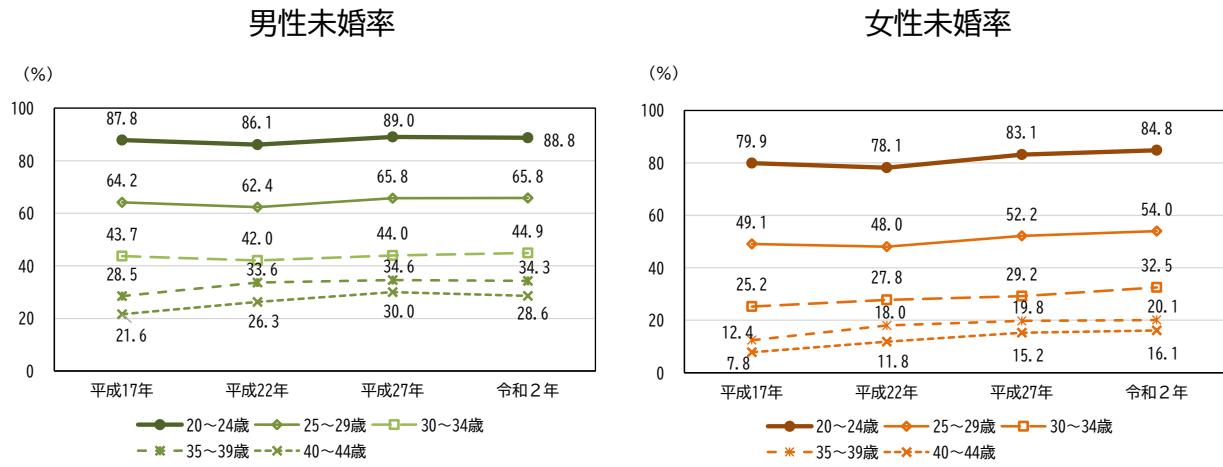


※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

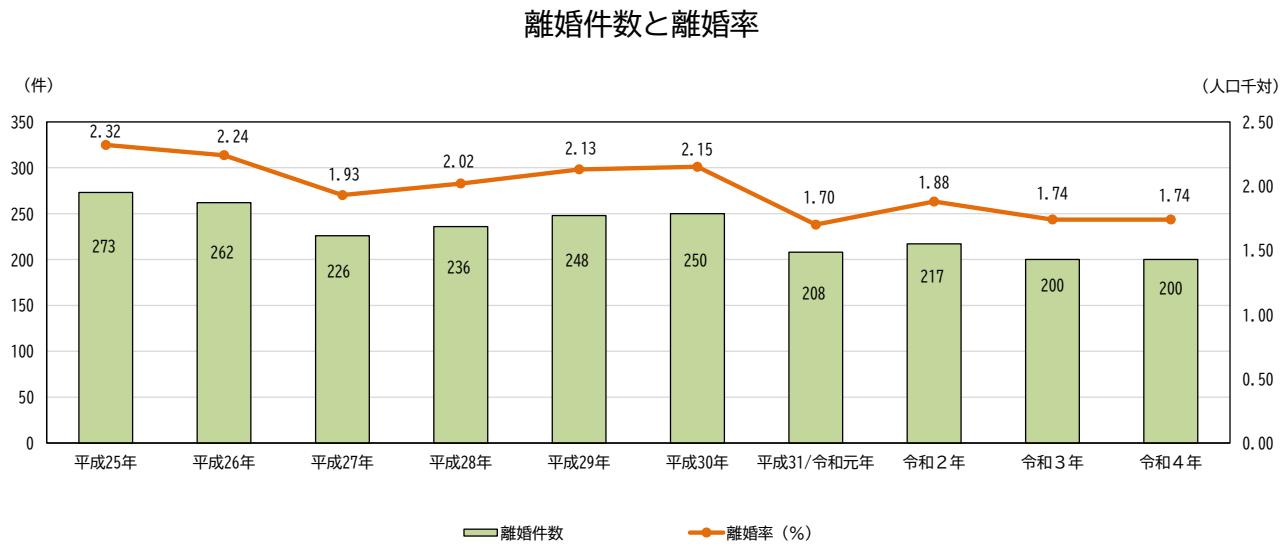
(3) 婚姻の動向

男女別に20歳から44歳までの未婚率を5歳ごとの階級に分けてみると、全ての年齢において男女とも未婚率は上昇傾向にあり、未婚化が進行していることが分かります。

また、離婚件数及び離婚率は増減を繰り返しており、令和4(2022)年で離婚件数は200件、離婚率は1.74(人口千対)となっています。



資料：国勢調査



資料：栃木県保健統計年報

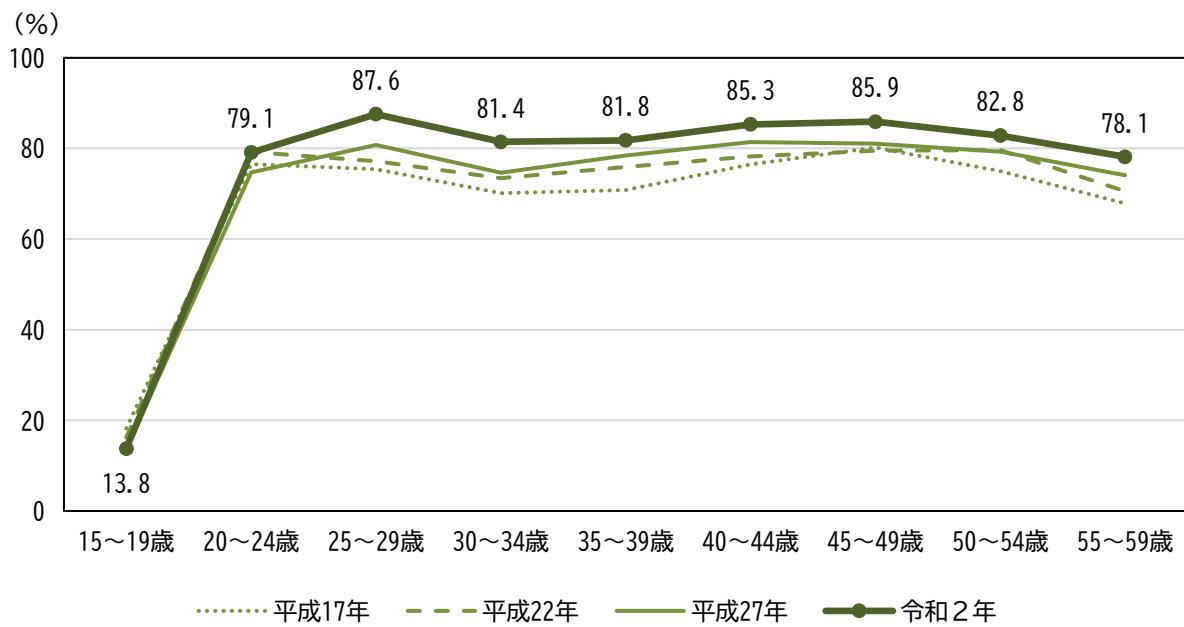
(4) 女性の就業状況

女性の労働力率※をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、その谷が徐々に浅くなっています。

本市の女性の労働力率は、5歳階級別に平成17(2005)年と令和2(2020)年を比較すると、M字カーブが緩やかになっていることが分かります。

※労働力率：15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働人口の割合のことをいいます。

女性の年齢別労働力率



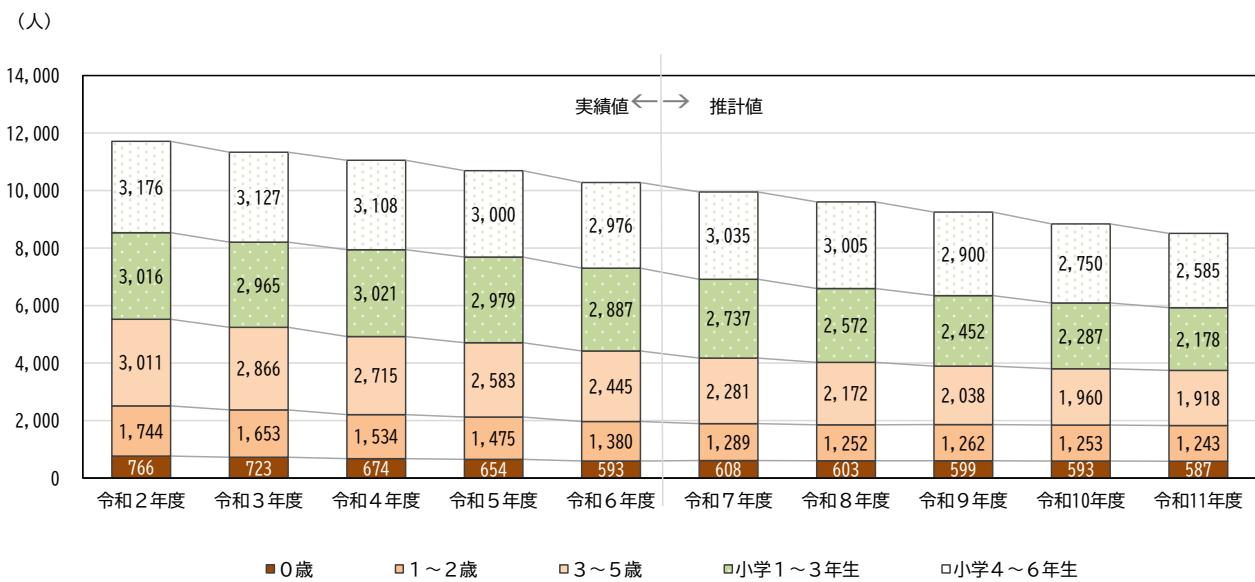
資料：国勢調査

(5) 人口推計

本市の未就学児及び小学生の推計人口をみると、未就学児及び小学生ともに減少傾向で推移すると予想されます。

また、令和6(2024)年で593人であった0歳人口が令和11(2029)年には587人と、5年で6人減少することが見込まれています。

未就学児及び小学生の推計人口



資料：コート変化率法による人口推計（各年度4月1日）

2 子育て支援サービスなどの現状

(1)-1 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状

本市の教育・保育施設^{※1}、幼稚園の状況ですが、令和2(2020)年と比較して施設数は認定こども園及び小規模保育事業所は増加、公立保育園及び家庭的保育事業所は減少しています。利用定員数及び入園児童数は3号0歳児を除きそれぞれ減少しています。

① 施設数

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園	箇所	10	10	10	10	11
幼稚園	箇所	1	1	1	1	1
保育園	公立	10	10	10	10	8
	私立	13	13	13	13	13
小規模保育事業所	箇所	7	9	9	9	9
家庭的保育事業所	箇所	1	0	0	0	0

資料：保育課（各年4月1日現在）

② 利用定員数

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育	1号 3～5歳	人	1,068	1,038	958	927
保育	2号 3～5歳	人	1,927	1,935	1,861	1,907
	3号 0歳	人	266	277	291	294
	3号 1・2歳	人	1,055	1,070	1,074	1,069
合計		人	4,316	4,320	4,184	4,197
						4,063

※令和5年度からは幼稚園を含む。

資料：保育課（各年4月1日現在）

③ 入園児童数

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育	1号 3～5歳	人	926	807	722	737
保育	2号 3～5歳	人	1,887	1,895	1,840	1,789
	3号 0歳	人	94	75	90	91
	3号 1・2歳	人	1,028	1,021	993	1,002
合計		人	3,935	3,798	3,645	3,619
						3,439

※市内在住の市内保育園在園児（通常入所児童）と市外保育園在園児（広域委託児童）の合計（実市民入園児童数）。

資料：保育課（各年4月1日現在）広域受託を含む。

※1 教育・保育施設…子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせて「教育・保育施設」としていますが、本計画では認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業所^{※2}のことを合わせて「教育・保育施設」としています。

※2 地域型保育事業所…小規模保育事業所及び家庭的保育事業所のこと。

(1)-2 待機児童などの状況

①入園待ち児童数（保留児童※）

本市では、入園に当たっては、児童福祉法で規定する「保育を必要とする」状態を点数化した上で審査し、限られた利用定員の中で優先順位を定めて入園の可否を決定していますが、その審査で入園ができなかった児童については入園待ち児童となります。

令和2(2020)年からの入園待ち児童については、各年で増減を繰り返していますが減少傾向にあります。

項目	単位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児	人	32	82	7	43	11	56	12	59	7
1・2歳児	人	59	44	28	22	22	26	24	35	18
3～5歳児	人	9	6	1	1	2	1	5	5	1
合計	人	100	132	36	66	35	83	41	99	26

資料：保育課（各年月1日現在）

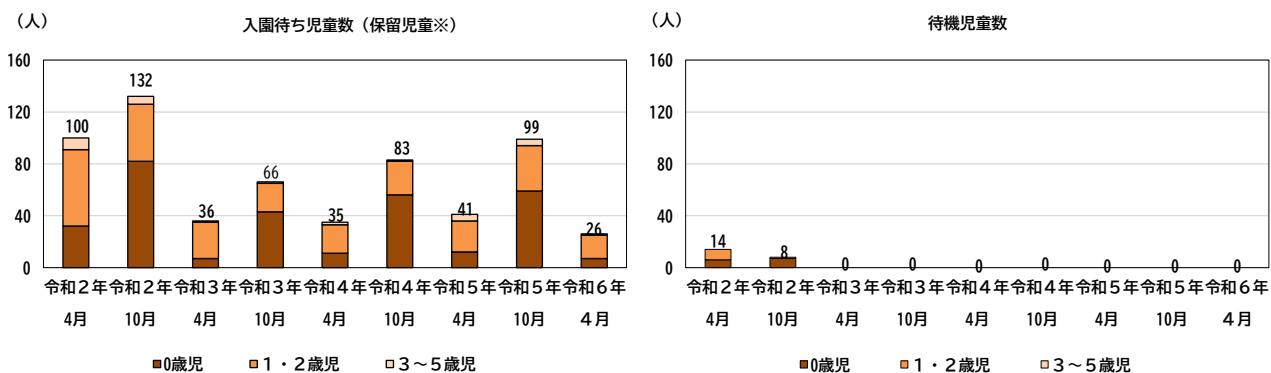
※入園待ち児童は保留児童という名称を使用することもありますが、本計画では第2期計画との継続性から入園待ち児童という名称を使用しています。

②待機児童数

近年の待機児童（入園待ち児童のうち、国基準で定める児童）数の推移ですが、一番多いときで令和2(2020)年4月1日の14人という状況でしたが、令和3(2021)年4月1日以降0人で推移しています。

項目	単位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児	人	6	7	0	0	0	0	0	0	0
1・2歳児	人	8	1	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳児	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	14	8	0	0	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年月1日現在）



(2) 子育て支援サービスの状況

①延長保育事業の状況

延長保育事業とは、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用以外の日又は時間において、教育・保育施設において保育を実施する事業であり、令和5(2023)年度では24箇所で416人の利用となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数（実人数）	人	482	446	479	416
実施施設数	箇所	23	23	24	24

資料：保育課

②病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業とは、病院や教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業であり、令和5(2023)年度は、1箇所の病児保育で9人、1箇所の病後児保育で427人の利用となっています。

病児保育	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数（延人数）	人	2	2	14	9
実施施設数	箇所	1	1	1	1

病後児保育	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数（延人数）	人	89	278	330	427
実施施設数	箇所	2	2	1	1

資料：保育課

③利用者支援事業の状況

利用者支援事業とは、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設などや地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業であり、令和5(2023)年度では、2箇所の基本型（子育てコンシェルジュ）に2人、1箇所の特定型（保育コンシェルジュ）に1人、1箇所の母子保健型に19人を配置しています。

基本型（子育てコンシェルジュ）	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	2	2	2	2
実施施設数	箇所	2	2	2	2

特定型（保育コンシェルジュ）	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	1	1	1	1
実施施設数	箇所	1	1	1	1
母子保健型	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	21	14	21	19
実施施設数	箇所	2	2	2	1

資料：子育て支援課、子育て相談課

④地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業であり、令和5(2023)年度では9箇所あり、年間利用者数（延べ人数）はこどもが8,010人、大人が6,684人となっています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数 (延べ人数)	こども	人	4,983	5,505	6,502	8,010
	大人	人	4,406	4,738	5,626	6,684
実施施設数		箇所	9	9	9	9

資料：子育てサポートステーション、保育課

⑤ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）とは、乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かりなどの援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、令和5(2023)年度では396人（利用会員：289人、サポート会員：82人、両方会員（※）：25人）の会員で2,004人（未就学児：942人、就学児：1,062人）の利用となっています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	未就学児	人	926	1,015	560	942
	就学児	人	912	1,492	1,509	1,062
	合計	人	1,838	2,507	2,069	2,004
会員数	利用会員	人	235	213	259	289
	サポート会員	人	93	77	87	82
	両方会員	人	30	25	22	25
	合計	人	358	315	368	396

資料：子育て支援課

※両方会員とは、利用会員とサポート会員のどちらにも登録している会員のこと。

⑥放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

放課後児童クラブとは、労働などにより保護者が日中に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、令和6(2024)年度は26箇所の公設民営で1,598人（低学年：952人、高学年646人）、24箇所の民設民営で1,053人（低学年：649人、高学年404人）の利用（一時利用含む。）となっています。

公設民営	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	人	908	946	938	952
高学年	人	610	649	641	646
合計	人	1,518	1,595	1,579	1,598
定員数	人	1,450	1,450	1,450	1,450
実施施設数	箇所	26	26	26	26

民設民営	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	人	613	649	657	649
高学年	人	326	314	367	404
合計	人	939	963	1,024	1,053
定員数	人	895	935	999	1,039
実施施設数	箇所	22	22	23	24

資料：子育て支援課（各年度5月1日現在）

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

子育て短期支援事業（ショートステイ）とは、保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童などについて、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業であり、令和5(2023)年度では4箇所あり、年間利用者数（実人数）は51人となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	実人数	人	15	17	33
	延人数	人	60	37	114
	延日数	日	118	75	213
実施施設数		箇所	4	4	4

資料：子育て相談課

⑧一時預かり事業の状況

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設などの場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、令和5(2023)年度では、幼稚園などにおける一時預かり（預かり保育）は10箇所で18,705人、保育所における一時預かりは8箇所で2,328人の利用となっています。

幼稚園などにおける一時預かり	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者延人数	人	22,589	22,067	19,221	18,705
実施施設数	箇所	10	10	10	10

保育所などにおける一時預かり	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者延人数	人	1,625	1,644	1,994	2,328
実施施設数	箇所	8	8	8	8

資料：保育課

⑨養育支援訪問事業の状況

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、令和5(2023)年度では訪問支援者29人で632件の訪問件数となっています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	実数	件	949	751	951	632
	延数	件	1,892	1,345	1,752	1,492
訪問支援者数		人	29	28	26	29

資料：子育て相談課

⑩乳児家庭全戸訪問事業の状況

乳児家庭全戸訪問事業とは、生後2～3か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、養育環境などの把握を行う事業であり、令和5(2023)年度の訪問件数は608件となっています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	件	742	710	646	602	
訪問件数	件	692	682	654	608	

資料：子育て相談課

(3) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

本市の小学校・中学校・義務教育学校は、令和6(2024)年度現在、小学校17校、中学校8校、義務教育学校^{*}2校となっています。

①小学校

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	人	6,132	6,018	6,048	5,735	5,624
学校数	校	20	20	20	17	17

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

②中学校

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	人	3,033	3,037	3,052	2,958	2,916
学校数	校	9	9	9	8	8

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

③義務教育学校

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期課程（6年間）	人	32	26	29	201	197
後期課程（3年間）	人	30	31	24	83	83
学校数	校	1	1	1	2	2

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※義務教育学校とは、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現在の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校です。本市では令和5(2023)年度に閑谷小学校、大貫小学校、横林小学校、簗根中学校の4校を統合し、市内2校目となる簗根学園を設置しました。

(4) 障害児通所施設の状況

障害児通所施設の延べ利用件数は、おおむね増加傾向で推移しており、令和5(2023)年度は児童発達支援が2,402件、放課後等デイサービスが5,606件、保育所等訪問支援が174件となっています。

延べ利用件数	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	件	1,520	1,635	1,962	2,402
放課後等デイサービス	件	3,224	3,810	4,575	5,606
保育所等訪問支援	件	145	147	212	174

資料：社会福祉課

3 各種調査結果から分かる子育て世帯の生活の現状

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

「第3期那須塩原市子ども・子育て未来プラン（令和7～11年度）」の策定を進めるに当たり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、那須塩原市の新しい子育て支援策を検討するため、未就学児、小学生のいる家庭の保護者にニーズ調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

- 調査対象：那須塩原市在住の未就学児がいる家庭の保護者
- 調査期間：令和6(2024)年2月20日～令和6(2024)年3月31日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
2,000票	1,226票		61.3%
	WEB	紙	
	623票	603票	

- 調査対象：那須塩原市在住の小学生がいる家庭の保護者
- 調査期間：令和6(2024)年2月20日～令和6(2024)年3月31日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
2,000票	1,250票		62.5%
	WEB	紙	
	656票	594票	

■調査報告書の見方

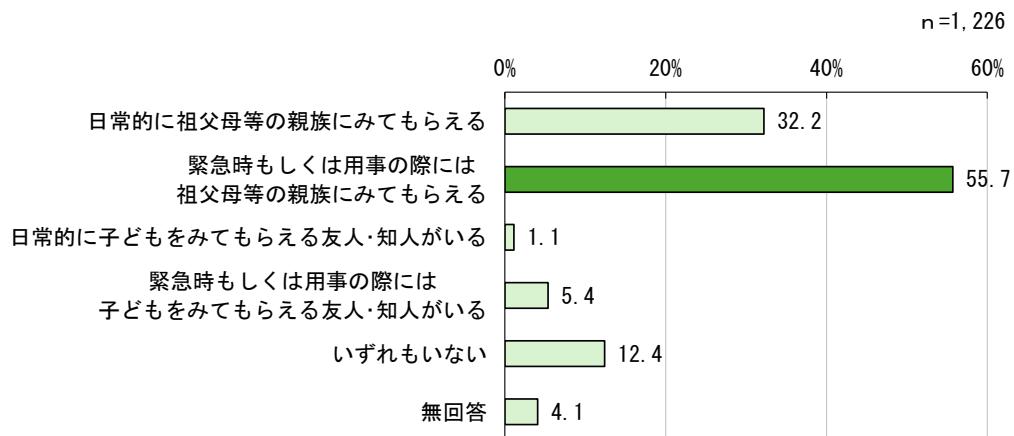
百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

●調査の結果概要（就学前児童保護者）

①子どもの育ちをめぐる環境について

○お子さんをみてもらえる親族・知人

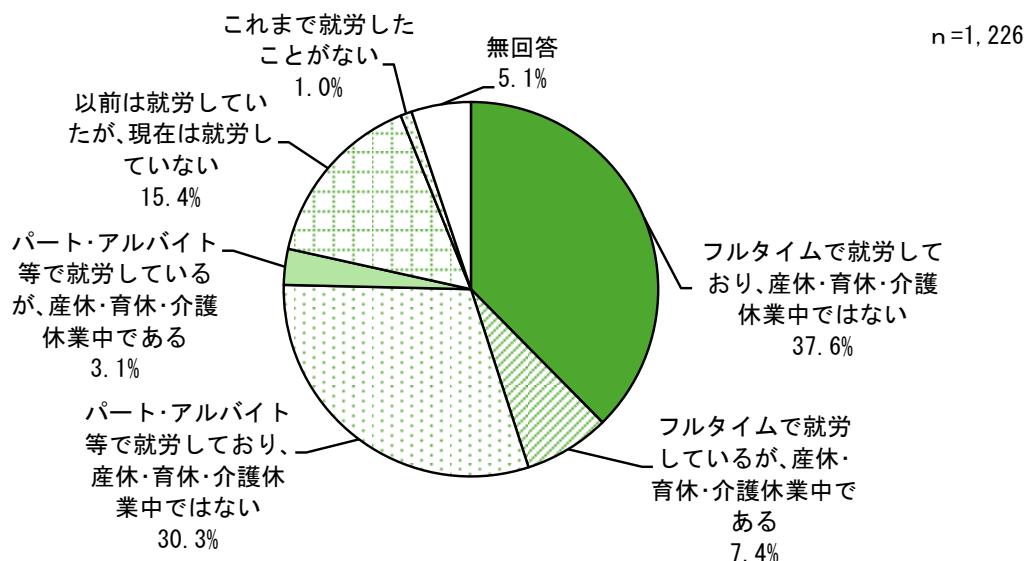
お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.2%、「いずれもいない」が12.4%となっています。



②保護者の就労状況について

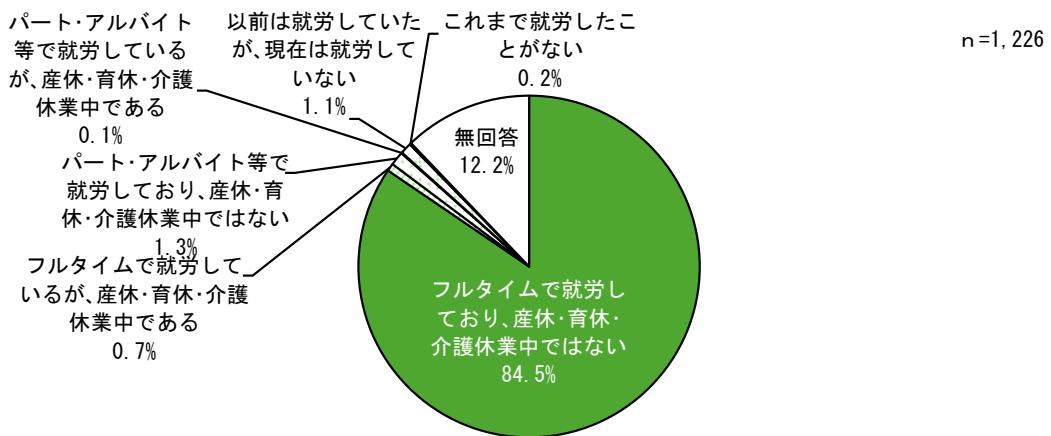
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.4%となっています。



○父親の就労形態

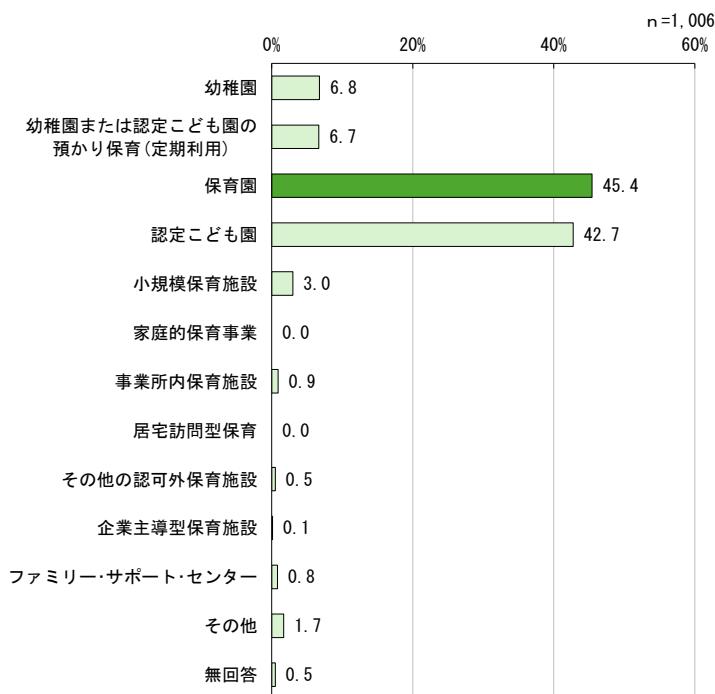
父親の就労形態は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が84.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が1.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.1%となっています。



③お子さんの平日の定期的な教育・保育の利用状況について

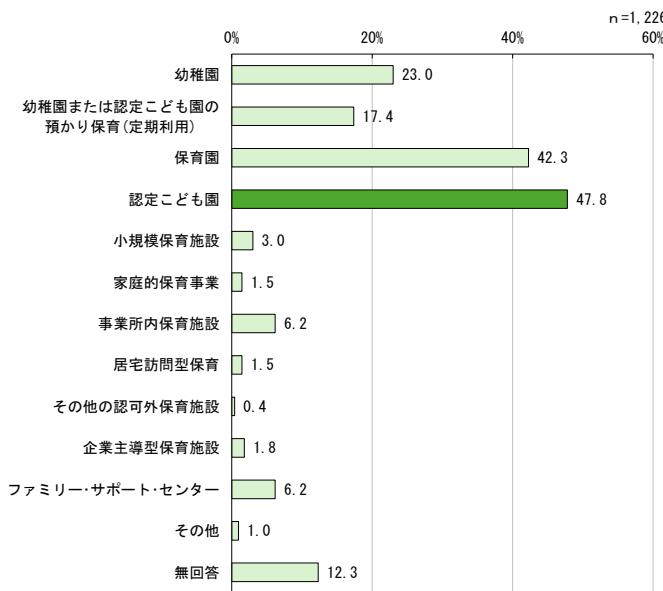
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「保育園」が45.4%と最も高く、次いで「認定こども園」が42.7%、「幼稚園」が6.8%となっています。



○定期的に利用したい教育・保育事業

定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が47.8%と最も高く、次いで「保育園」が42.3%、「幼稚園」が23.0%となっています。

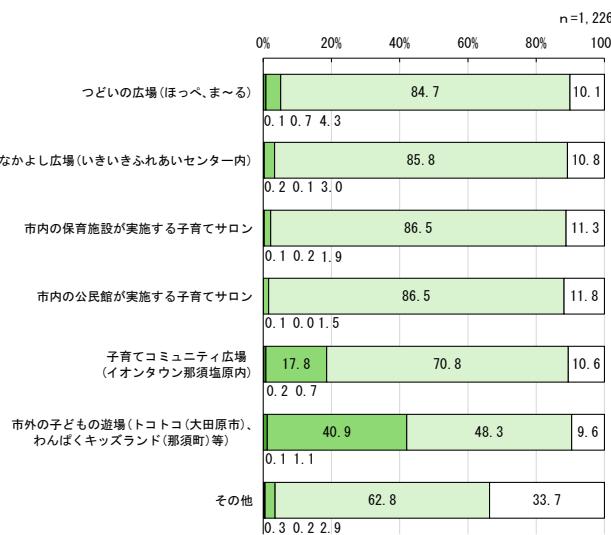


④地域の子育て支援事業などの利用状況について

○子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「月1～4日」としては、「市外の子どもの遊び場（トコトコ（大田原市）、わんぱくキッズランド（那須町）等）」が40.9%と最も高く、次いで「子育てコミュニティ広場（イオンタウン那須塩原内）」が17.8%、「つどいの広場（ほっぺ、ま～る）」が4.3%となっています。

「利用していない」としては、「市内の保育施設が実施する子育てサロン」、「市内の公民館が実施する子育てサロン」がそれぞれ86.5%と最も高く、次いで「なかよし広場（いきいきふれあいセンター内）」が85.8%となっています。

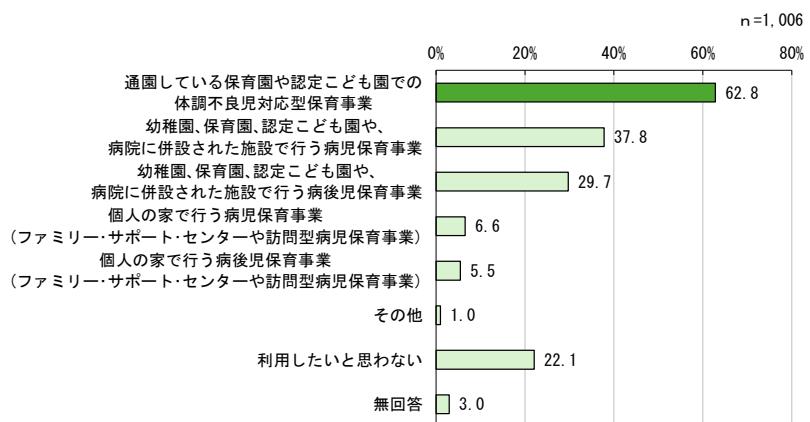


■月10日以上 ■月5日～9日 ■月1～4日 □利用していない □無回答

⑤病気の際の対応について（平日の教育・保育事業を利用する方のみ）

○病気の際に利用したい事業

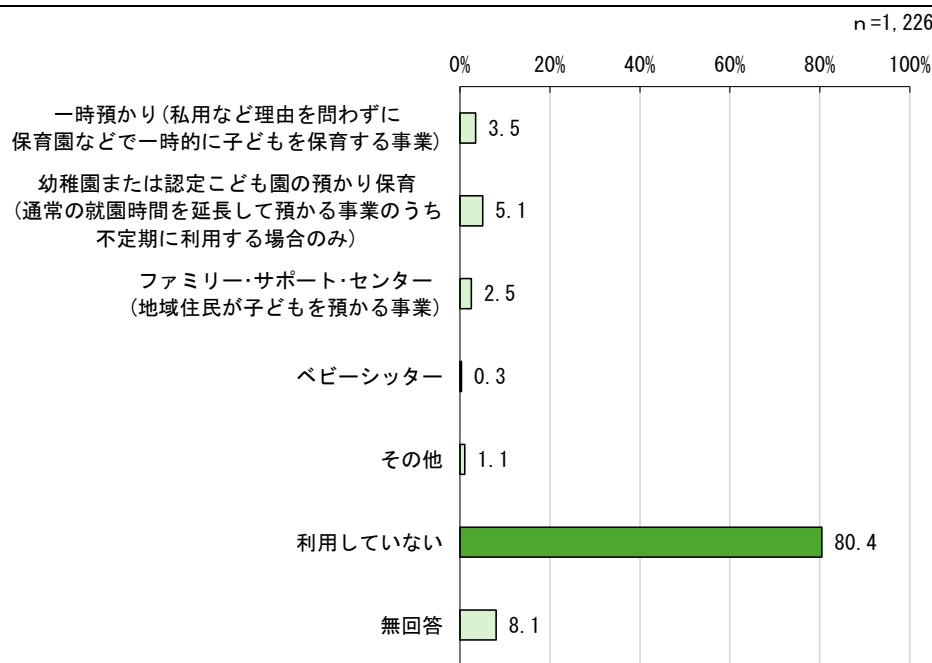
お子さんが病気の際に父母が仕事を休んで看られない場合の利用したい事業は、「通園している保育園や認定こども園での体調不良児対応型保育事業」が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園、保育園、認定こども園や、病院に併設された施設で行う病児保育事業」が37.8%、「幼稚園、保育園、認定こども園や、病院に併設された施設で行う病後児保育事業」が29.7%となっています。



⑥不定期の教育・保育事業や宿泊を伴わない一時預かりなどの利用について

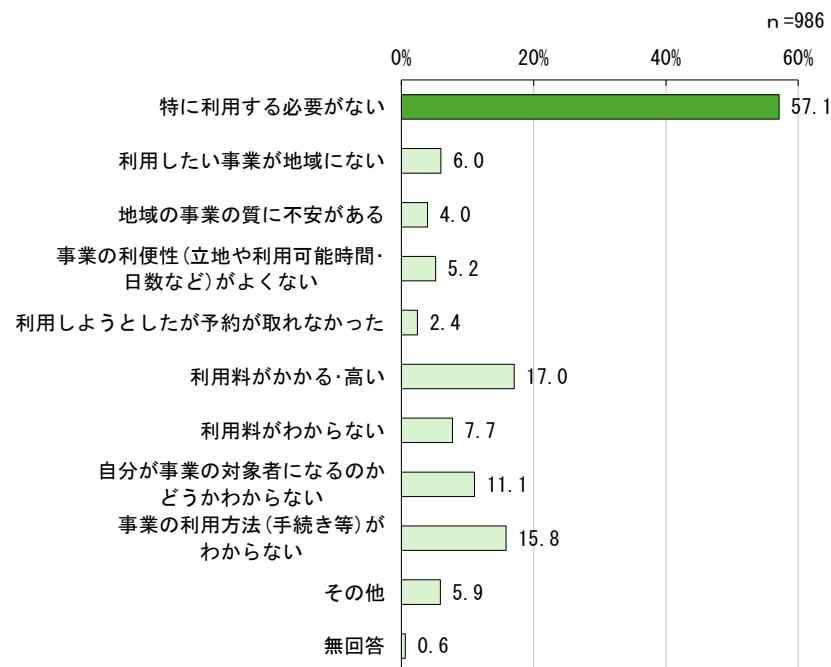
○不定期に利用している事業

不定期に利用している事業は、「利用していない」が80.4%と最も高く、次いで「幼稚園または認定こども園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)」が5.1%、「一時預かり(私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業)」が3.5%となっています。



○不定期に事業を利用していない理由

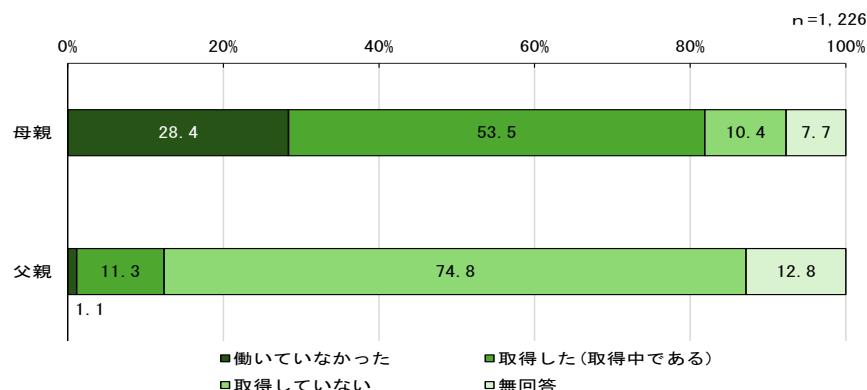
不定期に事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が57.1%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が17.0%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が15.8%となっています。



⑦育児休業の取得について

○育児休業の取得有無

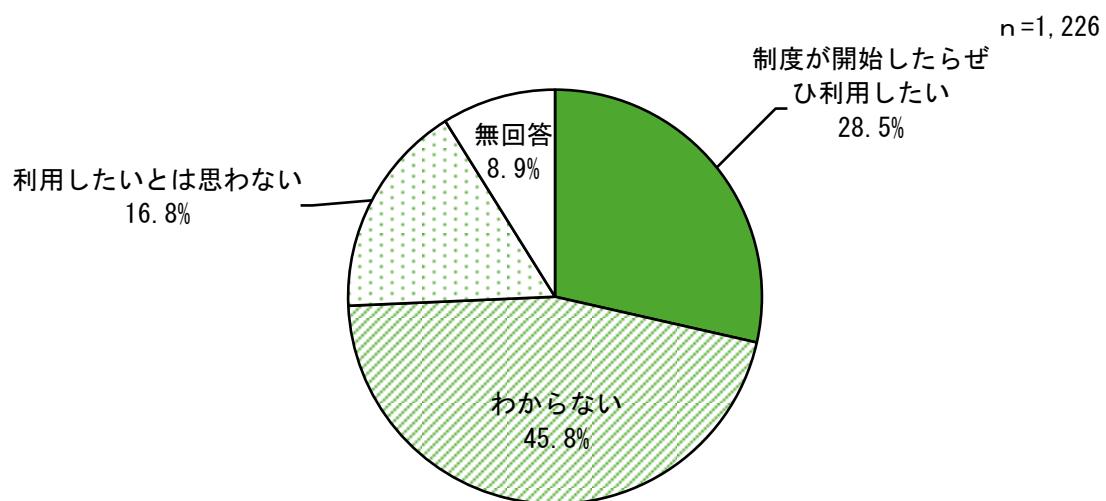
父母のいずれかもしくは双方の育児休業取得の有無は、「働いていなかった」としては、「母親」が28.4%、「父親」が1.1%となっています。
 「取得した（取得中である）」としては、「母親」が53.5%、「父親」が74.8%となっています。
 「取得していない」としては、「母親」が10.4%、「父親」が12.8%となっています。



⑧「こども誰でも通園制度」について

○こども誰でも通園制度について

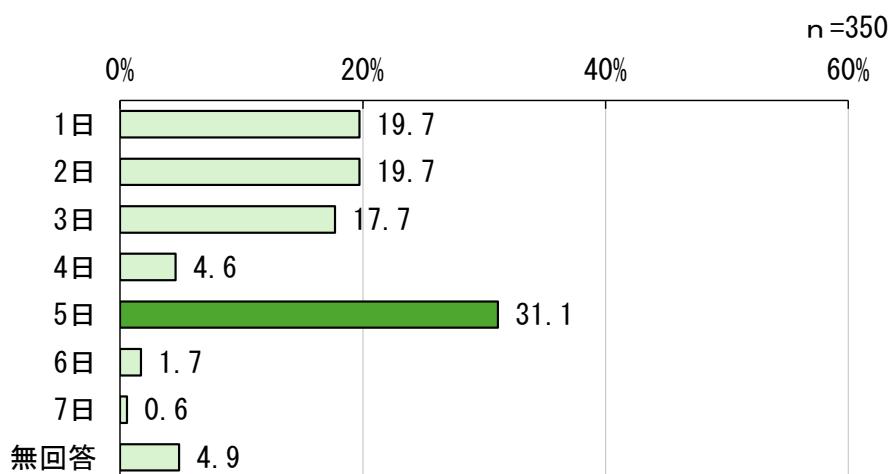
こども誰でも通園制度の利用希望は、「わからない」が45.8%と最も高く、次いで「制度が開始したらぜひ利用したい」が28.5%、「利用したいとは思わない」が16.8%となっています。



○こども誰でも通園制度の利用希望

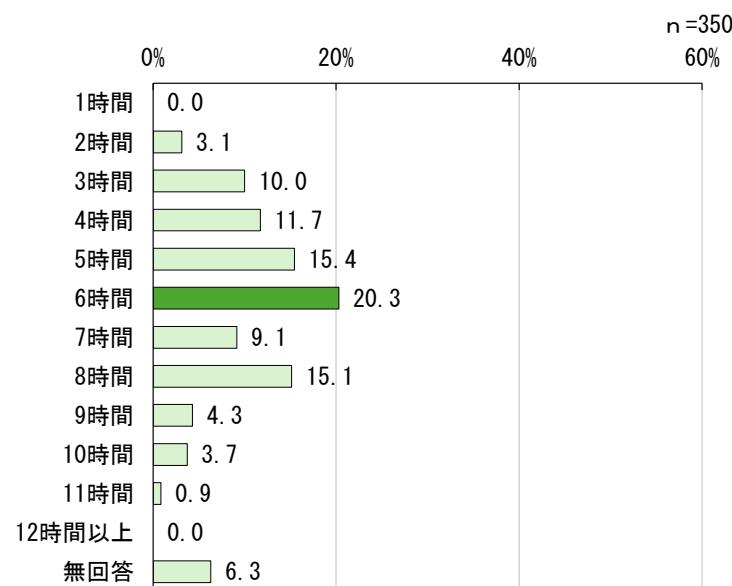
【利用したい日数】

こども誰でも通園制度を利用したい1週間当たりの日数は、「5日」が31.1%と最も高く、次いで「1日」、「2日」がそれぞれ19.7%となっています。



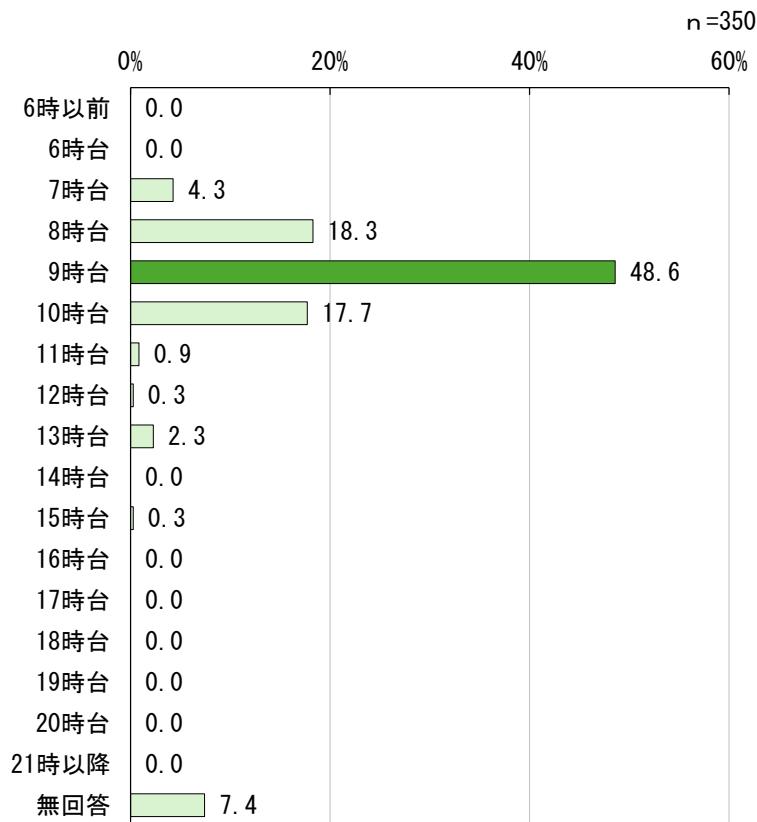
【1回当たりの時間】

こども誰でも通園制度を利用したい1回当たりの時間は、「6時間」が20.3%と最も高く、次いで「5時間」が15.4%、「8時間」が15.1%となっています。



【開始時間】

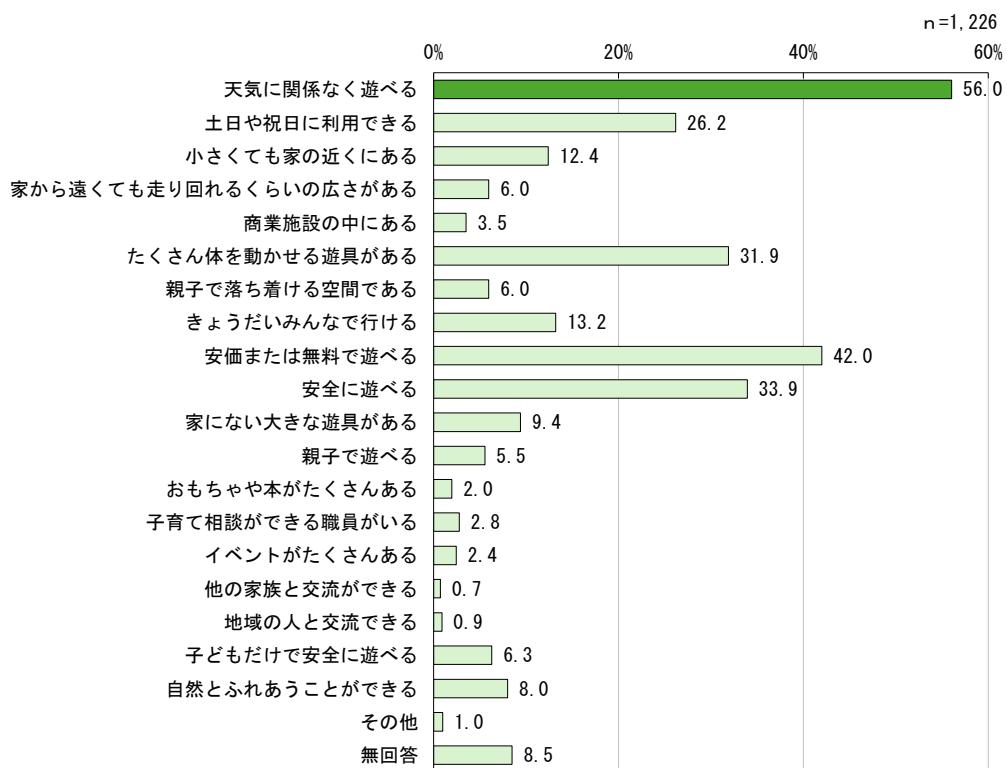
こども誰でも通園制度を利用したい開始時間は、「9時台」が48.6%と最も高く、次いで「8時台」が18.3%、「10時台」が17.7%となっています。



⑨那須塩原市の子育て環境や支援について

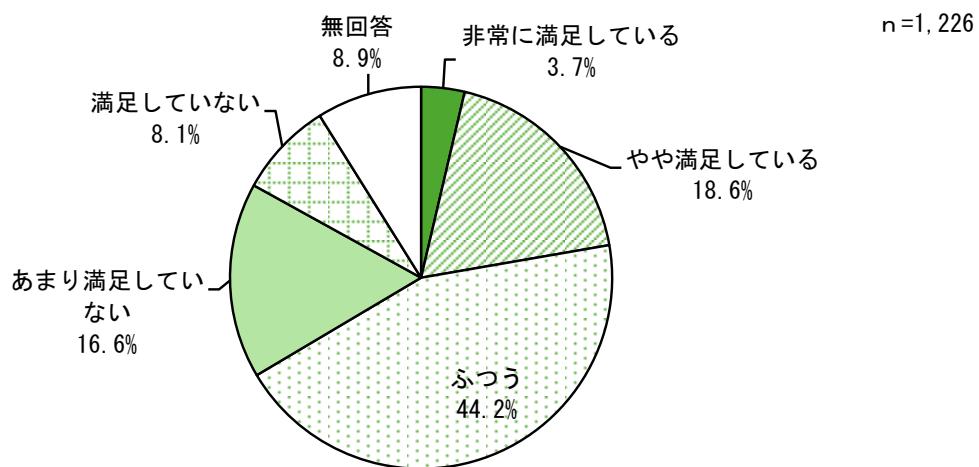
○こどもの遊び場について

こどもの遊び場について重要なことは、「天気に関係なく遊べる」が56.0%と最も高く、次いで「安価または無料で遊べる」が42.0%、「安全に遊べる」が33.9%となっています。



○子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」が44.2%と最も高く、次いで「やや満足している」が18.6%、「あまり満足していない」が16.6%となっています。

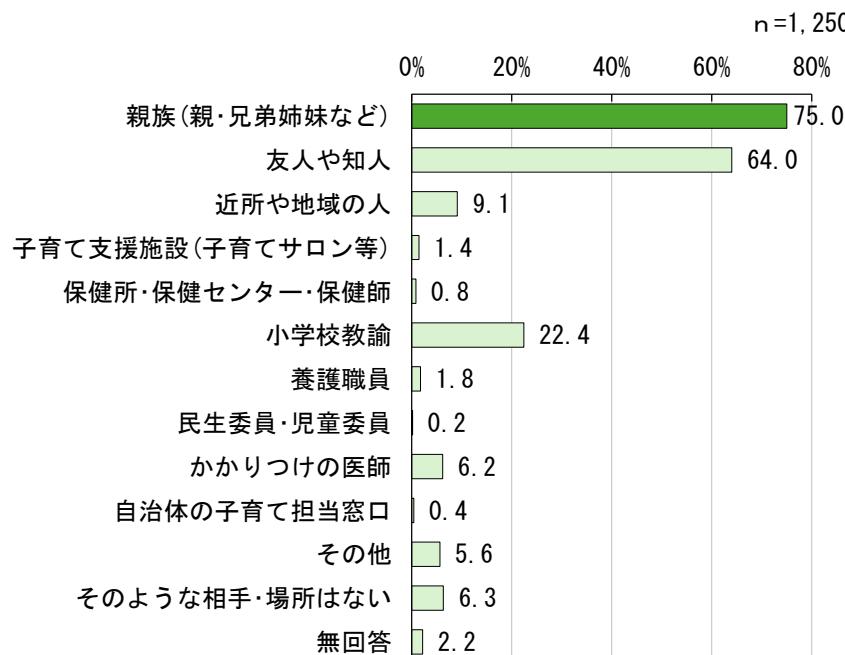


●調査の結果概要（小学生保護者）

①子どもの育ちをめぐる環境について

- 子育てについて気軽に相談できる相手

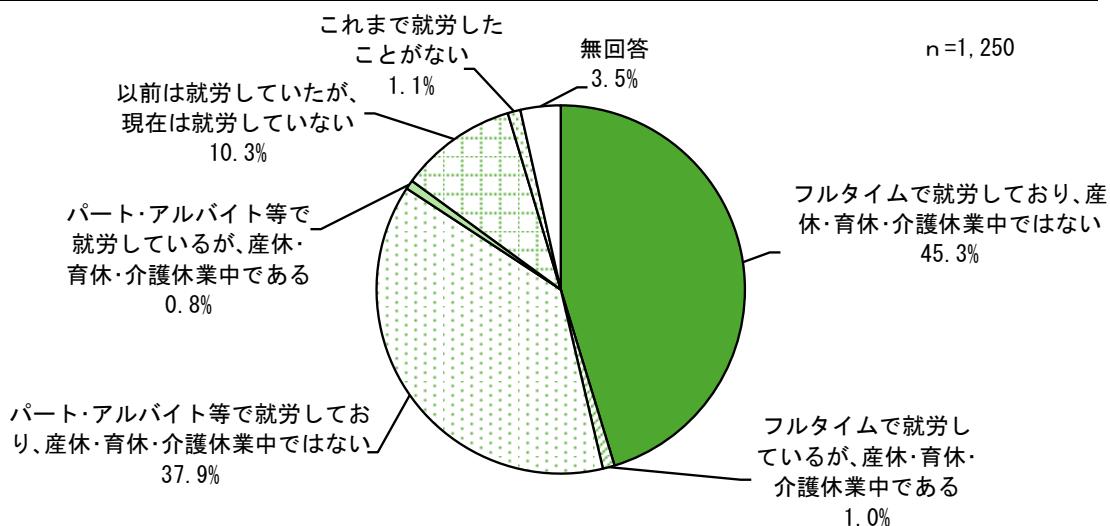
子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手は、「親族（親・兄弟姉妹など）」が75.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が64.0%、「小学校教諭」が22.4%となっています。



②保護者の就労状況について

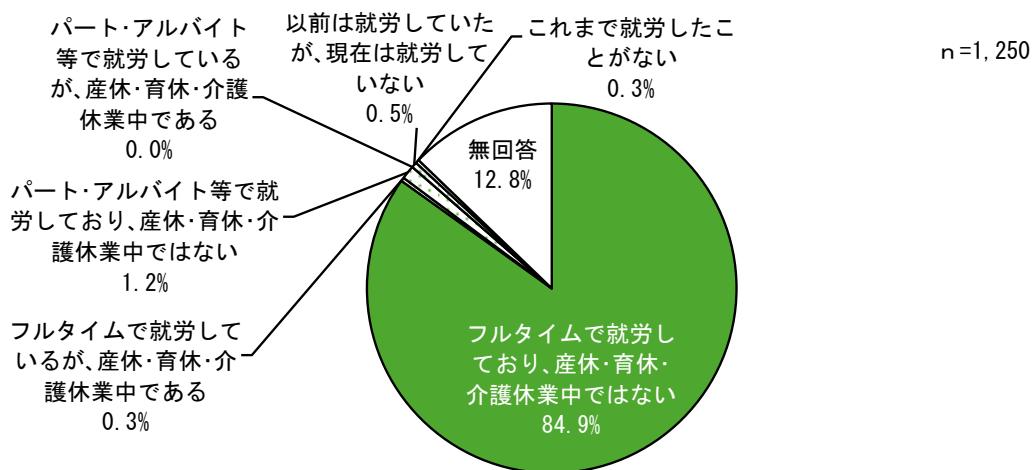
- 母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.3%となっています。



○父親の就労形態

父親の就労形態は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が84.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が1.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.5%となっています。

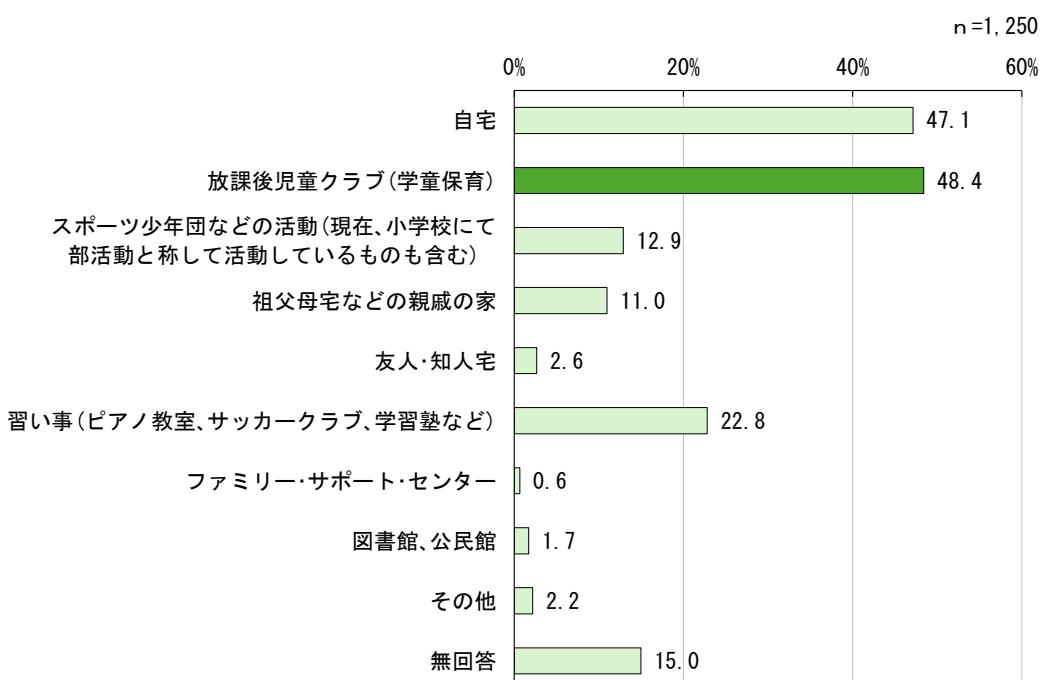


③放課後の過ごし方について

○放課後の過ごし方

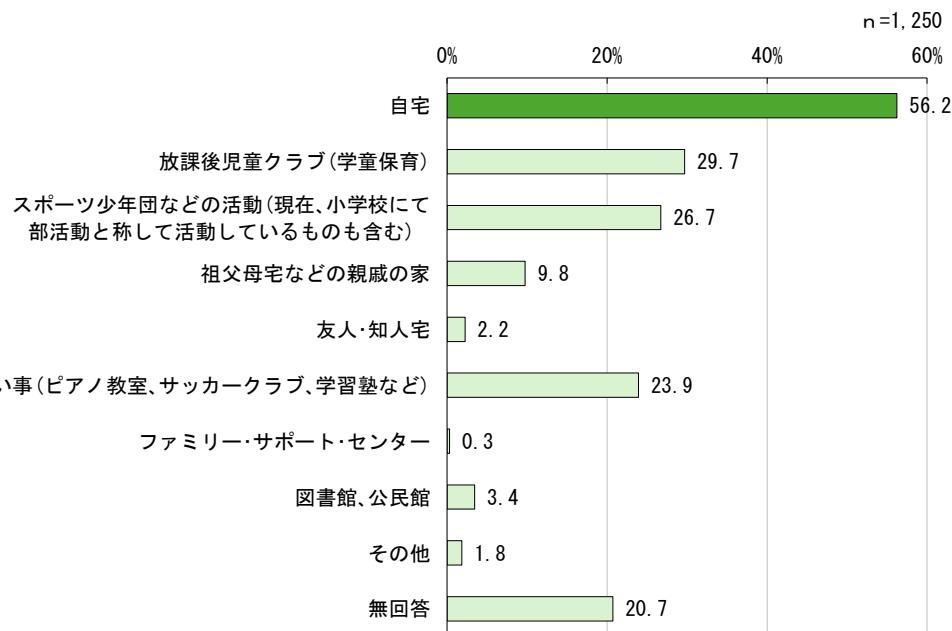
【1～3年生】

放課後（平日の小学校終了後）過ごさせたい場所は、「1～3年生」としては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が48.4%と最も高く、次いで「自宅」が47.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が22.8%となっています。



【4～6年生】

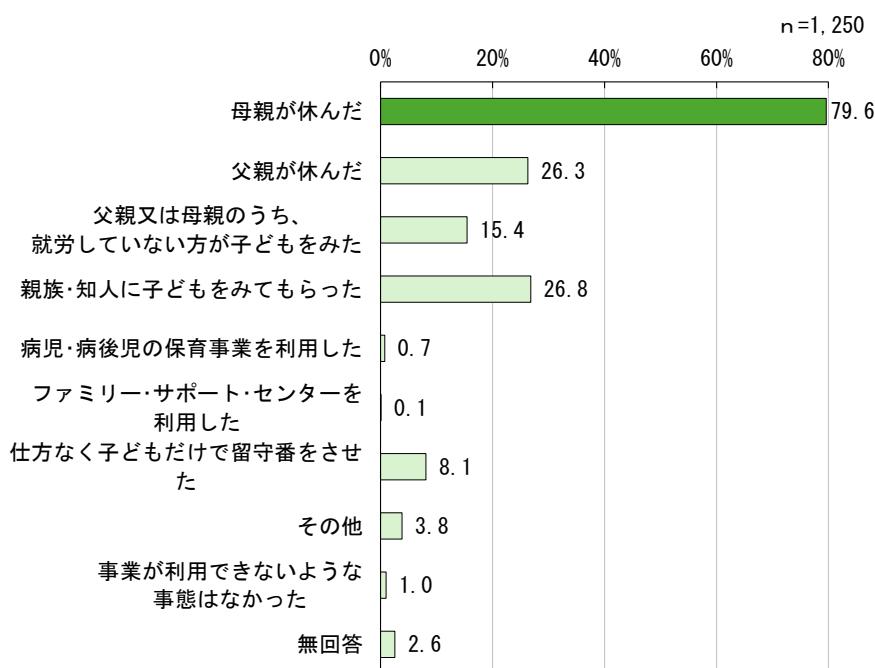
「4～6年生」としては、「自宅」が56.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が29.7%、「スポーツ少年団などの活動（現在、小学校にて部活動と称して活動しているものも含む）」が26.7%となっています。



④病気やけがの際の対応について

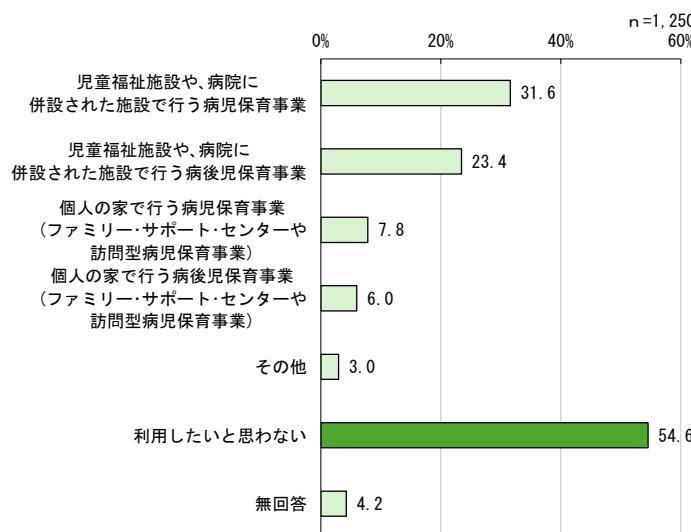
○病気やけがの際の対応

お子さんが病気やけがの際の対処方法は、「母親が休んだ」が79.6%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が26.8%、「父親が休んだ」が26.3%となっています。



○病気やけがの際に利用したい事業

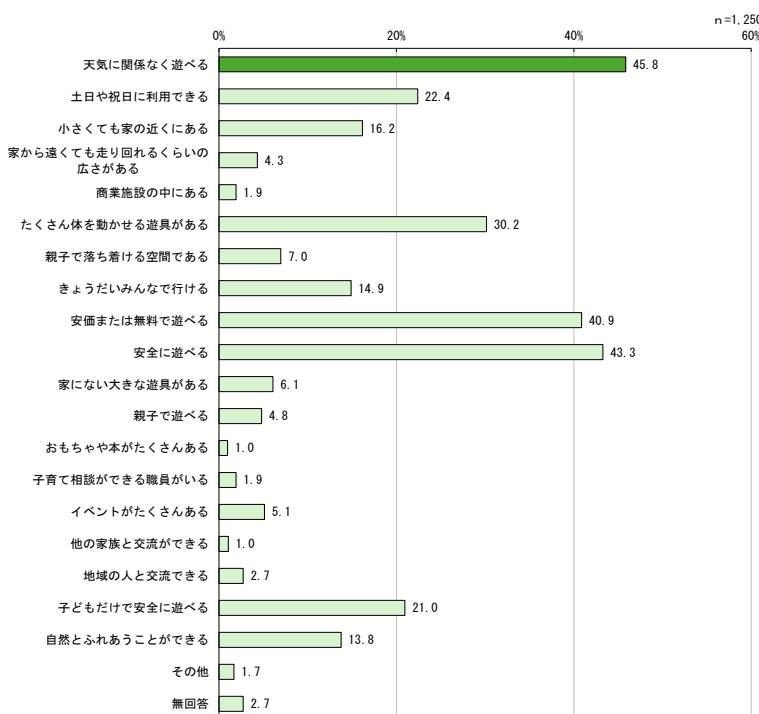
お子さんが病気の際に父母が仕事を休んで看られない場合の利用したい事業は、「利用したいと思わない」が54.6%と最も高く、次いで「児童福祉施設や、病院に併設された施設で行う病児保育事業」が31.6%、「児童福祉施設や、病院に併設された施設で行う病後児保育事業」が23.4%となっています。



⑤那須塩原市の子育て環境や支援について

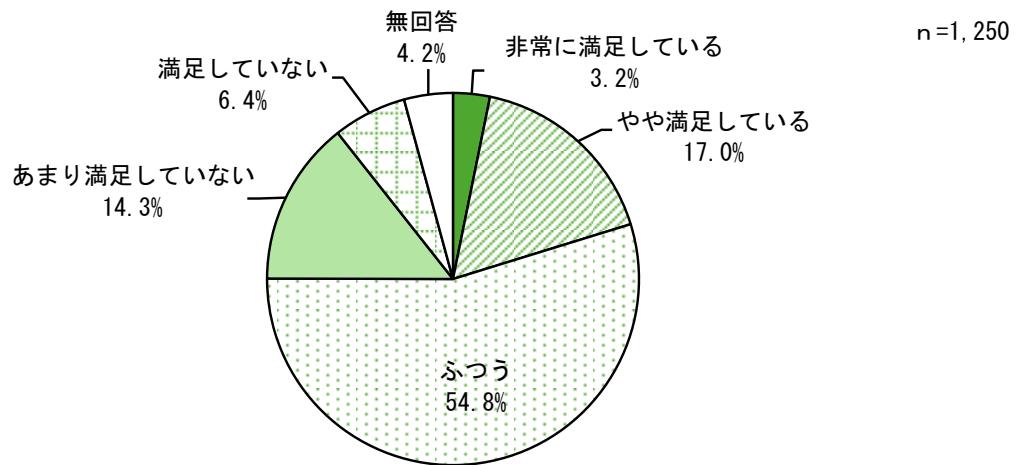
○こどもの遊び場について

こどもの遊び場について重要だと思うことは、「天気に関係なく遊べる」が45.8%と最も高く、次いで「安全に遊べる」が43.3%、「安価または無料で遊べる」が40.9%となっています。



○子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」が54.8%と最も高く、次いで「やや満足している」が17.0%、「あまり満足していない」が14.3%となっています。



(2) 子育て世帯生活実態調査

那須塩原市の子どもの夢や悩み、生活環境や経済状況などを調べ、市内の子育て家庭の貧困状況などを把握し、子どもや子育て中の家庭に対する今後の支援を検討していくため、調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

- 調査対象：那須塩原市の小学校などに通学している小学5年生
- 調査期間：令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月31日
- 調査方法：WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
997票	937票		94.0%
	紙	WEB	
	0票	937票	

- 調査対象：那須塩原市の中学校などに通学している中学2年生
- 調査期間：令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月31日
- 調査方法：学校配布・郵送回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
992票	877票		88.4%
	紙	WEB	
	1票	876票	

- 調査対象：那須塩原市の小・中学校などに通学している小学5年生・中学2年生の保護者
- 調査期間：令和6(2024)年2月28日～令和6(2024)年3月31日
- 調査方法：学校配布・郵送回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
1,989票	1,102票		55.4%
	紙	WEB	
	368票	734票	

①子育て世帯における相対的な生活困難層の割合

本調査では、①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如という3つの要素に基づいて分類し、二つ以上の要素に該当する層を困窮層、いずれか一つの要素に該当する層を周辺層、いずれの要素にも該当しない層を一般層と定義しました。算出した結果は次のとおりとなります。

	小学5年生	中学2年生	全体
生活困難層	35.2%	36.6%	35.6%
	困窮層	15.8%	15.4%
周辺層	19.4%	21.2%	19.9%
一般層	64.8%	63.4%	64.4%

	小学5年生	中学2年生	全体
①低所得 ^{※1}	14.1%	15.0%	14.2%
②家計のひっ迫 ^{※2}	21.1%	19.5%	20.3%
③子どもの体験や所有物の欠如 ^{※3}	19.2%	21.4%	20.4%

※1 低所得

「低所得」は、世帯所得を、世帯人数の平方根で割った値（等価所得）が、厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（141.0万円）の世帯とします。

※2 家計のひっ迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、一つ以上が該当する世帯を対象とします。

※3 子どもの体験や所有物の欠如

「子どもの体験や所有物の欠如」は、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品で、子どもの体験や所有物などに関する14項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当する世帯を対象とします。

○子どもとの体験に関する6項目

- ・「海水浴、山登り、ハイキングに行く」
- ・「キャンプ、バーベキューに行く」
- ・「家族旅行に行く」
- ・「遊園地やテーマパークに行く」
- ・「スポーツ観戦に行く」
- ・「博物館、水族館、美術館に行く」

○子どもへの体験に関する6項目

- ・「毎月お小遣いを渡す」
- ・「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」
- ・「学習塾に通わせる(家庭教師に来てもらう)」
- ・「誕生日のお祝いをする」
- ・「クリスマスなどのイベントでプレゼントをあげる」
- ・「正月のお年玉をあげる」

○所有物に関する2項目

- ・「子ども用のおもちゃ」
- ・「子どもの年齢に合った本」

また、「生活困難層」を世帯分類別でみると、以下のとおりとなりました。

	生活困難層			一般層
		困窮層	周辺層	
ふたり親	31.4%	11.9%	19.5%	68.6%
ひとり親	58.5%	34.5%	24.0%	41.5%

	①低所得	②家計のひっ迫	③子どもの体験や所有物の欠如
ふたり親	9.0%	18.7%	17.5%
ひとり親	38.0%	31.0%	37.0%

全対象者における「ふたり親」「ひとり親」それぞれの割合

	小学5年生	中学2年生
ふたり親	83.7%	76.5%
ひとり親	14.9%	21.4%

●児童・生徒向けアンケート

①あなたの「夢」について

○将来の夢

将来の夢を学年別にみると、どちらも「ある」が「ない」を上回っていますが、「中学2年生」が65.9%であるのに対して、「小学5年生」は82.6%と、16.7ポイント上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「ある」が「ない」を上回っており、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて「ある」の割合が上昇しています。

		合計	ある	ない	無回答
全体		1,814	74.5	25.2	0.3
学年	小学5年生	937	82.6	17.3	0.1
	中学2年生	877	65.9	33.6	0.5
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	78.0	22.0	0.0
	周辺層	165	76.4	23.6	0.0
	一般層	595	74.3	25.4	0.3
	【ひとり親】困窮層	65	72.3	27.7	0.0
	周辺層	47	76.6	23.4	0.0
	一般層	79	70.9	29.1	0.0

○進学希望

進学希望を世帯分類と生活困難度別にみると、どちらの世帯分類も「困窮層」は「高校まで」が最も高くなっているのに対して、「周辺層」と「一般層」は「大学まで」が最も高くなっています。また、どちらの世帯分類も「一般層」は「大学まで」が半数を上回っています。

		合計	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	まだわからない	無回答
全体		877	0.6	21.8	14.5	44.1	1.5	17.2	0.3
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	39	2.6	38.5	15.4	35.9	0.0	7.7	0.0
	周辺層	72	2.8	22.2	13.9	38.9	2.8	19.4	0.0
	一般層	261	0.0	14.9	13.0	53.3	1.5	16.9	0.4
	【ひとり親】困窮層	34	0.0	38.2	29.4	20.6	0.0	11.8	0.0
	周辺層	29	0.0	27.6	20.7	31.0	0.0	20.7	0.0
	一般層	41	0.0	9.8	22.0	51.2	4.9	12.2	0.0

②食事や健康のことについて

○平日の朝食摂取の状況

平日の朝食摂取の状況を学年別にみると、どちらも「いつも食べる（週5日）」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「いつも食べる（週5日）」が最も高くなっています。どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて、「いつも食べる（週5日）」の割合が低下しています。

		合計	いつも食べる（週5日）	食べる方が多い（週に3～4日）	食べない方が多い（週に1～2日）	いつも食べない	無回答
学年	全体	1,814	85.4	6.2	4.8	3.1	0.4
	小学5年生	937	87.6	5.4	4.8	1.7	0.4
	中学2年生	877	83.0	7.1	4.8	4.7	0.5
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	82.0	7.0	7.0	3.0	1.0
	周辺層	165	87.9	6.7	3.0	1.8	0.6
	一般層	595	93.3	2.7	1.5	2.2	0.3
	【ひとり親】困窮層	65	81.5	7.7	4.6	6.2	0.0
	周辺層	47	87.2	6.4	0.0	6.4	0.0
	一般層	79	93.7	2.5	1.3	2.5	0.0

○平日の朝食摂取時の相手

平日の朝食摂取時の相手を学年別にみると、どちらも「親」が最も高くなっていますが、「小学5年生」(61.5%)が「中学2年生」(49.6%)を11.9ポイント上回っています。また、「一人で食べる」は「小学5年生」が17.0%であるのに対して、「中学2年生」が32.1%と15.1ポイント上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親・困窮層」は「兄弟・姉妹」、「ふたり親・周辺層」は「親」と「兄弟・姉妹」が最も高く、そのほかは「親」が最も高くなっています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて、「親」の割合が低下し、「一人で食べる」の割合は上昇しています。

		合計	親	兄弟・姉妹	その他の家族(祖父母など)	家族以外の人	一人で食べる	無回答
学年	全体	1,749	55.9	52.0	4.1	0.2	24.2	0.1
	小学5年生	917	61.5	59.4	4.9	0.3	17.0	0.0
	中学2年生	832	49.6	43.8	3.1	0.1	32.1	0.2
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	96	53.1	56.3	5.2	0.0	22.9	0.0
	周辺層	161	58.4	58.4	3.7	0.0	21.7	0.0
	一般層	580	63.1	57.9	4.7	0.0	18.6	0.0
	【ひとり親】困窮層	61	54.1	41.0	1.6	0.0	31.1	0.0
	周辺層	44	47.7	38.6	4.5	0.0	34.1	0.0
	一般層	77	59.7	45.5	10.4	0.0	26.0	0.0

○平日の夕食摂取の状況

平日の夕食摂取の状況を学年別にみると、どちらも「いつも食べる（週5日）」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「いつも食べる（週5日）」が最も高く、9割台となっています。

		合計	いつも食べる（週5日）	食べる方が多い（週に3～4日）	食べない方が多い（週に1～2日）	いつも食べない	無回答
全体		1,814	94.4	3.6	0.8	0.4	0.7
学年	小学5年生	937	94.2	3.9	0.9	0.2	0.7
	中学2年生	877	94.6	3.3	0.8	0.6	0.7
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	94.0	4.0	1.0	0.0	1.0
	周辺層	165	97.0	2.4	0.6	0.0	0.0
	一般層	595	96.8	1.8	0.5	0.2	0.7
	【ひとり親】困窮層	65	96.9	3.1	0.0	0.0	0.0
	周辺層	47	95.7	2.1	0.0	0.0	2.1
	一般層	79	97.5	1.3	1.3	0.0	0.0

○平日の夕食摂取時の相手

平日の夕食摂取時の相手を学年別にみると、どちらも「親」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「親」が最も高くなっていますが、「ふたり親」、「ひとり親」とともに、「困窮層」は「周辺層」や「一般層」を下回っています。逆に、「一人で食べる」は、「困窮層」が「周辺層」や「一般層」を上回っています。

		合計	親	兄弟・姉妹	その他の家族（祖父母など）	家族以外の人	一人で食べる	無回答
全体		1,794	89.5	64.1	11.5	1.1	4.7	0.2
学年	小学5年生	928	91.4	67.8	12.7	1.3	3.6	0.0
	中学2年生	866	87.5	60.2	10.3	0.8	6.0	0.3
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	99	88.9	75.8	7.1	2.0	5.1	0.0
	周辺層	165	93.3	69.7	12.7	0.0	3.6	0.0
	一般層	590	93.1	66.3	10.7	1.0	2.5	0.0
	【ひとり親】困窮層	65	84.6	56.9	18.5	0.0	7.7	0.0
	周辺層	46	91.3	63.0	17.4	4.3	2.2	0.0
	一般層	79	91.1	60.8	19.0	1.3	3.8	1.3

③ふだん考えていることについて

○ふだんの思いや気持ち

※ここでは、以下のように表記しています。

「とても思う」 + 「思う」 = 『そう思う』

「思わない」 + 「あまり思わない」 = 『そう思わない』

【A 頑張れば、報われると思う】

ふだんの思いや気持ちのうち、「頑張れば、報われると思う」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が7割を超え、『そう思わない』を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。また、「ふたり親」は生活困難度が上がるにつれて『そう思う』の割合が低下しています。

		合計	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
学年	全体	1,814	40.9	36.8	15.4	5.8	1.0
	小学5年生	937	43.0	34.7	16.4	4.5	1.4
	中学2年生	877	38.7	39.1	14.4	7.2	0.7
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	36.0	37.0	16.0	9.0	2.0
	周辺層	165	43.0	37.6	15.8	3.6	0.0
	一般層	595	45.5	35.8	12.6	4.9	1.2
	【ひとり親】困窮層	65	33.8	35.4	26.2	3.1	1.5
	周辺層	47	34.0	44.7	12.8	6.4	2.1
	一般層	79	36.7	40.5	17.7	5.1	0.0

【B 自分は価値のある人間だと思う】

ふだんの思いや気持ちのうち、「自分は価値のある人間だと思う」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて『そう思う』の割合が低下しています。

		合計	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
学年	全体	1,814	24.3	38.0	26.1	10.5	1.0
	小学5年生	937	24.7	37.8	25.8	10.2	1.5
	中学2年生	877	23.9	38.2	26.5	10.8	0.6
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	22.0	39.0	23.0	14.0	2.0
	周辺層	165	29.1	34.5	27.3	9.1	0.0
	一般層	595	25.2	41.3	24.2	8.4	0.8
	【ひとり親】困窮層	65	13.8	43.1	32.3	7.7	3.1
	周辺層	47	19.1	38.3	23.4	17.0	2.1
	一般層	79	21.5	31.6	35.4	11.4	0.0

【C 自分は家族に大切にされていると思う】

ふだんの思いや気持ちのうち、「自分は家族に大切にされていると思う」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が9割を超え、『そう思わない』を上回っています。世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っていますが、「ひとり親・困窮層」については、「とても思う」が38.5%で、ほかが半数を超えているのと比べて低くなっています。

		合計	とても思 う	思 う	あり 思 わない	思 わ ない	無回答
全体		1,814	58.4	32.9	6.0	1.8	0.9
学年	小学5年生	937	60.9	30.6	5.1	2.1	1.2
	中学2年生	877	55.8	35.2	6.8	1.5	0.7
世帯分類×生 活困難度	【ふたり親】困窮層	100	55.0	36.0	5.0	3.0	1.0
	周辺層	165	61.8	30.3	6.1	1.8	0.0
	一般層	595	62.4	30.6	4.4	1.8	0.8
	【ひとり親】困窮層	65	38.5	52.3	7.7	0.0	1.5
	周辺層	47	55.3	34.0	8.5	0.0	2.1
	一般層	79	59.5	31.6	7.6	1.3	0.0

【D 自分は友だちに好かれていると思う】

ふだんの思いや気持ちのうち、「自分は友だちに好かれていると思う」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が7割を超え、『そう思わない』を上回っています。世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。

		合計	とても思 う	思 う	あり 思 わない	思 わ ない	無回答
全体		1,814	28.1	49.3	16.9	4.8	0.9
学年	小学5年生	937	27.6	47.6	18.0	5.4	1.3
	中学2年生	877	28.5	51.2	15.6	4.1	0.6
世帯分類×生 活困難度	【ふたり親】困窮層	100	25.0	51.0	18.0	5.0	1.0
	周辺層	165	31.5	50.9	15.2	2.4	0.0
	一般層	595	30.4	51.6	12.8	4.2	1.0
	【ひとり親】困窮層	65	16.9	50.8	26.2	4.6	1.5
	周辺層	47	21.3	46.8	27.7	2.1	2.1
	一般層	79	29.1	48.1	19.0	3.8	0.0

【E 不安に感じることがある】

ふだんの思いや気持ちのうち、「不安に感じることがある」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が『そう思わない』を上回っていますが、「小学5年生」が51.2%であるのに対して、「中学2年生」は61.9%と、10.7ポイント上回っています。世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて『そう思う』の割合が上昇しています。

		合計	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
学年	全体	1,814	23.4	33.0	24.9	17.7	1.0
	小学5年生	937	20.3	30.9	26.0	21.3	1.4
	中学2年生	877	26.7	35.2	23.6	13.8	0.7
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	23.0	39.0	19.0	17.0	2.0
	周辺層	165	20.6	35.8	24.2	18.8	0.6
	一般層	595	19.7	32.3	28.6	18.5	1.0
	【ひとり親】困窮層	65	23.1	36.9	24.6	13.8	1.5
	周辺層	47	27.7	36.2	23.4	10.6	2.1
	一般層	79	30.4	31.6	22.8	15.2	0.0

【F 孤独を感じることがある】

ふだんの思いや気持ちのうち、「孤独を感じることがある」について学年別にみると、どちらも『そう思わない』が『そう思う』を上回っています。世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思わない』が『そう思う』を上回っています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて『そう思う』の割合が上昇しています。

		合計	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
学年	全体	1,814	7.8	21.1	37.7	32.4	1.0
	小学5年生	937	6.3	18.8	37.6	35.9	1.5
	中学2年生	877	9.5	23.5	37.7	28.7	0.6
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	100	6.0	23.0	40.0	30.0	1.0
	周辺層	165	6.7	19.4	37.6	36.4	0.0
	一般層	595	5.7	19.5	39.8	33.9	1.0
	【ひとり親】困窮層	65	9.2	20.0	40.0	29.2	1.5
	周辺層	47	6.4	29.8	42.6	19.1	2.1
	一般層	79	5.1	21.5	40.5	32.9	0.0

【G 自分の将来が楽しみだ】

ふだんの思いや気持ちのうち、「自分の将来が楽しみだ」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が『そう思わない』を上回っていますが、「小学5年生」は「とても思う」が最も高く、「中学2年生」は「思う」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。

		合計	とても思 う	思 う	あり 思 わない	思 わ ない	無回答
全体		1,814	32.7	31.8	22.9	11.7	0.9
学年	小学5年生	937	40.3	28.8	20.0	9.6	1.3
	中学2年生	877	24.5	35.0	26.0	13.9	0.6
世帯分類×生 活困難度	【ふたり親】困窮層	100	32.0	27.0	30.0	10.0	1.0
	周辺層	165	38.8	32.1	18.8	10.3	0.0
	一般層	595	32.8	33.9	21.8	10.6	0.8
	【ひとり親】困窮層	65	30.8	27.7	26.2	13.8	1.5
	周辺層	47	31.9	40.4	17.0	8.5	2.1
	一般層	79	29.1	30.4	31.6	8.9	0.0

【H 自分のことが好きだ】

ふだんの思いや気持ちのうち、「自分のことが好きだ」について学年別にみると、どちらも『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親・困窮層」は『そう思わない』が『そう思う』を上回り、「ひとり親・周辺層」は『そう思う』と『そう思わない』が同じ割合となっていますが、そのほかは『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。

		合計	とても思 う	思 う	あり 思 わない	思 わ ない	無回答
全体		1,814	23.0	31.7	26.4	18.0	0.9
学年	小学5年生	937	26.3	29.3	24.8	18.5	1.2
	中学2年生	877	19.6	34.2	28.2	17.4	0.6
世帯分類×生 活困難度	【ふたり親】困窮層	100	17.0	30.0	32.0	20.0	1.0
	周辺層	165	28.5	33.9	22.4	15.2	0.0
	一般層	595	25.0	35.3	25.0	13.8	0.8
	【ひとり親】困窮層	65	21.5	29.2	23.1	24.6	1.5
	周辺層	47	25.5	23.4	23.4	25.5	2.1
	一般層	79	19.0	35.4	26.6	19.0	0.0

●保護者向けアンケート

①お子さんとのかかわりについて

○お子さんとのかかわりの頻度

【A お子さんの勉強を見る】

お子さんの勉強を見る頻度を学年別にみると、「小学5年生」は「ほぼ毎日」が最も高く、「中学2年生」は「ほとんどない」が最も高くなっています。
世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「ほとんどない」が最も高くなっています。

	合計	ほぼ毎日	週に3~4日	週に1~2日	月に1~2日	ほとんどない	無回答
全体	1,102	19.1	12.1	17.2	12.9	35.3	3.4
学年							
小学5年生	583	27.4	16.6	22.6	11.5	18.0	3.8
中学2年生	486	9.3	7.0	11.1	14.6	55.6	2.5
世帯分類×生活困難度							
【ふたり親】困窮層	105	22.9	8.6	16.2	13.3	39.0	0.0
周辺層	172	17.4	11.6	16.3	15.1	39.5	0.0
一般層	605	20.7	13.7	17.9	12.4	31.6	3.8
【ひとり親】困窮層	69	14.5	14.5	21.7	10.1	37.7	1.4
周辺層	48	12.5	8.3	22.9	6.3	50.0	0.0
一般層	83	16.9	7.2	10.8	18.1	37.3	9.6

【B お子さんとからだを動かして遊ぶ（キャッチボールなど）】

お子さんとからだを動かして遊ぶ（キャッチボールなど）頻度を学年別にみると、どちらも「ほとんどない」が最も高くなっています、「小学5年生」が31.4%であるのに対して、「中学2年生」は63.4%と32.0ポイント上回っています。
世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「ほとんどない」が最も高くなっています、どちらの世帯分類も「周辺層」、「一般層」に比べて「困窮層」は「ほとんどない」の割合が上回っています。

	合計	ほぼ毎日	週に3~4日	週に1~2日	月に1~2日	ほとんどない	無回答
全体	1,102	1.8	5.9	19.1	23.8	46.1	3.4
学年							
小学5年生	583	2.7	7.7	26.6	27.8	31.4	3.8
中学2年生	486	0.6	4.1	10.1	19.3	63.4	2.5
世帯分類×生活困難度							
【ふたり親】困窮層	105	3.8	3.8	16.2	21.0	55.2	0.0
周辺層	172	1.7	9.3	19.2	26.2	43.0	0.6
一般層	605	2.0	5.5	20.8	24.3	43.6	3.8
【ひとり親】困窮層	69	0.0	5.8	14.5	18.8	59.4	1.4
周辺層	48	0.0	6.3	12.5	25.0	56.3	0.0
一般層	83	1.2	6.0	20.5	21.7	42.2	8.4

【C お子さんと室内で一緒に遊ぶ（テレビゲーム、携帯ゲーム、トランプ、将棋など）】

お子さんと室内で一緒に遊ぶ（テレビゲーム、携帯ゲーム、トランプ、将棋など）頻度を学年別にみると、「小学5年生」は「週に1～2日」が最も高く、「中学2年生」は「ほとんどない」が最も高くなっています。また、「ほぼ毎日」から「週に1～2日」は「小学5年生」が「中学2年生」を上回っていますが、「月に1～2日」と「ほとんどない」は「中学2年生」が「小学5年生」を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親・一般層」は「週に1～2日」が最も高く、そのほかは「ほとんどない」が最も高くなっています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて、「ほとんどない」の割合が上昇しています。

	合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
全体	1,102	6.8	8.1	26.1	25.5	29.8	3.7
学年							
小学5年生	583	8.4	11.0	35.3	25.0	16.0	4.3
中学2年生	486	5.1	4.9	14.8	26.3	46.3	2.5
世帯分類×生活困難度							
【ふたり親】困窮層	105	7.6	7.6	23.8	28.6	32.4	0.0
周辺層	172	8.1	7.0	25.6	26.7	31.4	1.2
一般層	605	6.8	8.6	28.4	26.6	25.6	4.0
【ひとり親】困窮層	69	4.3	7.2	27.5	20.3	39.1	1.4
周辺層	48	6.3	2.1	16.7	29.2	45.8	0.0
一般層	83	6.0	12.0	21.7	15.7	34.9	9.6

【D お子さんと学校の話をする】

お子さんと学校の話をする頻度を学年別にみると、どちらも「ほぼ毎日」が最も高くなっています。「小学5年生」が67.6%であるのに対して、「中学2年生」は60.3%と7.3ポイント下回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「ほぼ毎日」が最も高くなっています。

	合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
全体	1,102	63.2	17.5	11.2	3.2	1.6	3.3
学年							
小学5年生	583	67.6	17.3	9.1	1.9	0.5	3.6
中学2年生	486	60.3	18.1	13.0	3.9	2.5	2.3
世帯分類×生活困難度							
【ふたり親】困窮層	105	71.4	12.4	8.6	3.8	3.8	0.0
周辺層	172	61.0	20.3	12.8	2.9	2.9	0.0
一般層	605	64.5	18.0	10.2	2.5	1.0	3.8
【ひとり親】困窮層	69	59.4	17.4	15.9	4.3	1.4	1.4
周辺層	48	66.7	14.6	12.5	6.3	0.0	0.0
一般層	83	54.2	15.7	15.7	4.8	1.2	8.4

【E お子さんと政治経済・社会問題などのニュースの話をする】

お子さんと政治経済・社会問題などのニュースの話をする頻度を学年別にみると、どちらも「週に1～2日」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親・一般層」と「ひとり親・周辺層」は「週に1～2日」が最も高く、そのほかは「ほとんどない」が最も高くなっています。また、「ふたり親」では生活困難度が上がるにつれて、「週に1～2日」の割合が低下し、「ひとり親」では生活困難度が上がるにつれて、「ほとんどない」の割合が上昇しています。

	合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
学年	全体	1,102	12.1	16.4	25.7	19.8	22.4
	小学5年生	583	13.9	17.2	24.2	19.9	21.1
	中学2年生	486	10.3	16.3	28.0	19.5	23.0
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	105	14.3	15.2	23.8	19.0	27.6
	周辺層	172	9.9	9.9	24.4	26.7	28.5
	一般層	605	12.7	18.5	27.8	18.2	18.7
	【ひとり親】困窮層	69	11.6	21.7	18.8	14.5	31.9
	周辺層	48	12.5	12.5	27.1	22.9	25.0
	一般層	83	10.8	14.5	21.7	19.3	24.1

【F お子さんとテレビ番組（ニュースを除く）の話をする】

お子さんとテレビ番組（ニュースを除く）の話をする頻度を学年別にみると、どちらも「ほぼ毎日」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ひとり親」の「周辺層」と「一般層」は「週に1～2日」が最も高く、そのほかは「ほぼ毎日」が最も高くなっています。また、「ひとり親」では生活困難度が上がるにつれて、「ほぼ毎日」の割合が上昇しています。

	合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
学年	全体	1,102	31.8	19.9	24.7	8.3	11.7
	小学5年生	583	34.3	19.7	26.1	5.8	10.1
	中学2年生	486	29.6	20.6	22.8	10.9	13.2
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	105	40.0	16.2	21.0	9.5	13.3
	周辺層	172	30.8	18.0	24.4	12.2	14.5
	一般層	605	31.9	21.8	25.3	6.6	9.9
	【ひとり親】困窮層	69	33.3	11.6	21.7	13.0	18.8
	周辺層	48	29.2	22.9	31.3	8.3	6.3
	一般層	83	25.3	19.3	26.5	7.2	13.3

【G お子さんと一緒に料理をする】

お子さんと一緒に料理をする頻度を学年別にみると、「小学5年生」は「月に1～2日」が最も高く、「中学2年生」は「ほとんどない」が最も高くなっています。また、「ほぼ毎日」から「月に1～2日」は「小学5年生」が「中学2年生」を上回っていますが、「ほとんどない」は「中学2年生」が「小学5年生」を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親」の「困窮層」と「一般層」、「ひとり親・周辺層」は「月に1～2日」が最も高く、そのほかは「ほとんどない」が最も高くなっています。

		合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
学年	全体	1,102	1.6	4.0	17.0	37.5	36.5	3.4
	小学5年生	583	1.7	4.1	21.1	40.0	29.2	3.9
	中学2年生	486	1.4	3.7	12.6	35.2	44.9	2.3
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	105	2.9	5.7	21.9	36.2	33.3	0.0
	周辺層	172	1.2	4.1	20.9	36.6	37.2	0.0
	一般層	605	1.3	3.3	16.2	38.8	36.4	4.0
	【ひとり親】困窮層	69	4.3	2.9	14.5	36.2	40.6	1.4
	周辺層	48	2.1	6.3	14.6	39.6	35.4	2.1
	一般層	83	1.2	4.8	12.0	33.7	39.8	8.4

【H お子さんと一緒に外出をする】

お子さんと一緒に外出をする頻度を学年別にみると、どちらも「週に1～2日」が最も高くなっています。また、「ほぼ毎日」から「週に1～2日」は「小学5年生」が「中学2年生」を上回っていますが、「月に1～2日」と「ほとんどない」は「中学2年生」が「小学5年生」を上回っています。

世帯分類と生活困難度別にみると、全ての世帯分類と生活困難度で「週に1～2日」が最も高くなっています。

		合計	ほぼ毎日	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	ほとんどない	無回答
学年	全体	1,102	7.2	14.2	48.7	22.8	3.7	3.4
	小学5年生	583	10.1	16.5	50.9	16.8	1.9	3.8
	中学2年生	486	3.9	12.1	46.5	29.6	5.3	2.5
世帯分類×生活困難度	【ふたり親】困窮層	105	7.6	16.2	47.6	22.9	5.7	0.0
	周辺層	172	8.1	17.4	40.7	26.2	7.6	0.0
	一般層	605	6.6	11.7	52.7	23.6	1.3	4.0
	【ひとり親】困窮層	69	14.5	23.2	39.1	10.1	11.6	1.4
	周辺層	48	8.3	8.3	50.0	27.1	6.3	0.0
	一般層	83	3.6	18.1	47.0	19.3	3.6	8.4

○お子さんとの体験

【A 海水浴、山登り、ハイキングに行く】

海水浴、山登り、ハイキングに行く体験を学年別にみると、「小学5年生」は「ある」が最も高く、「中学2年生」は「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ふたり親」の「周辺層」と「一般層」は「ある」が最も高く、「ひとり親・周辺層」は「ない／その他の理由で」、「ひとり親・一般層」は「ない／時間的な理由で」、どちらの世帯分類も「困窮層」は「ない／金銭的な理由で」が最も高くなっています。また、「ひとり親」では生活困難度が上がるにつれて、「ある」の割合が低下し、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて、「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

	合計	ある	ない			無回答
			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体	1,102	34.6	8.4	24.1	28.8	4.1
学年						
小学5年生	583	39.8	7.2	22.0	26.6	4.5
中学2年生	486	28.4	9.5	27.4	31.7	3.1
世帯分類×生活困難度						
【ふたり親】困窮層	105	21.0	37.1	22.9	16.2	2.9
周辺層	172	39.5	12.2	21.5	25.0	1.7
一般層	605	38.7	0.0	24.5	32.9	4.0
【ひとり親】困窮層	69	21.7	40.6	24.6	11.6	1.4
周辺層	48	27.1	8.3	20.8	41.7	2.1
一般層	83	30.1	0.0	32.5	27.7	9.6

【B キャンプ、バーベキューに行く】

キャンプ、バーベキューに行く体験を学年別にみると、「小学5年生」では「ある」が最も高く、「中学2年生」では「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、どちらの世帯分類も「困窮層」は「ない／金銭的な理由で」が最も高く、「ひとり親・周辺層」は「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。また、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて「ある」の割合が低下し、「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

	合計	ある	ない			無回答
			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体	1,102	35.7	9.4	17.9	33.0	4.0
学年						
小学5年生	583	42.5	8.6	14.8	29.7	4.5
中学2年生	486	28.6	9.9	22.4	36.0	3.1
世帯分類×生活困難度						
【ふたり親】困窮層	105	26.7	35.2	14.3	22.9	1.0
周辺層	172	33.7	15.7	18.0	30.2	2.3
一般層	605	41.3	0.5	17.0	37.2	4.0
【ひとり親】困窮層	69	17.4	43.5	24.6	13.0	1.4
周辺層	48	29.2	10.4	12.5	45.8	2.1
一般層	83	31.3	1.2	28.9	28.9	9.6

【C 家族旅行に行く】

家族旅行に行く体験を学年別にみると、どちらも「ある」が最も高くなっています。世帯分類と生活困難度別にみると、どちらの世帯分類も「困窮層」は「ない／金銭的な理由で」が最も高く、そのほかは「ある」が最も高くなっています。また、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて、「ある」の割合が低下し、「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

		合計	ある	ない			無回答
学年	世帯分類×生活困難度			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体		1,102	60.3	16.8	12.0	7.3	3.6
小学5年生	【ふたり親】困窮層	583	65.7	14.9	9.9	5.5	3.9
中学2年生	周辺層	486	55.6	17.9	14.8	8.8	2.9
	一般層	605	72.4	2.8	13.4	7.6	3.8
小学5年生	【ひとり親】困窮層	105	34.3	56.2	7.6	1.9	0.0
中学2年生	周辺層	172	53.5	28.5	11.0	5.2	1.7
	一般層	48	27.5	59.4	5.8	5.8	1.4
小学5年生	【ふたり親】周辺層	69	43.8	22.9	12.5	20.8	0.0
中学2年生	【ひとり親】周辺層	83	61.4	7.2	14.5	7.2	9.6
	【ひとり親】一般層						

【D 遊園地やテーマパークに行く】

遊園地やテーマパークに行く体験を学年別にみると、どちらも「ある」が最も高くなっています。世帯分類と生活困難度別にみると、どちらの世帯分類も「困窮層」は「ない／金銭的な理由で」が最も高く、そのほかは「ある」が最も高くなっています。また、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて「ある」の割合が低下し、「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

		合計	ある	ない			無回答
学年	世帯分類×生活困難度			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体		1,102	55.2	13.4	13.9	13.2	4.3
小学5年生	【ふたり親】困窮層	583	62.3	12.0	9.8	11.1	4.8
中学2年生	周辺層	486	47.5	14.6	19.1	15.4	3.3
	一般層	605	63.3	1.5	16.5	14.5	4.1
小学5年生	【ひとり親】困窮層	105	32.4	51.4	9.5	5.7	1.0
中学2年生	周辺層	172	51.7	22.1	10.5	12.8	2.9
	一般層	48	29.0	55.1	8.7	5.8	1.4
小学5年生	【ひとり親】周辺層	69	50.0	10.4	12.5	25.0	2.1
中学2年生	【ひとり親】一般層	83	62.7	2.4	14.5	10.8	9.6
	【ひとり親】一般層						

【E スポーツ観戦に行く】

スポーツ観戦に行く体験を学年別にみると、どちらも「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、どちらの世帯分類も「困窮層」は「ない／金銭的な理由で」が最も高く、そのほかは「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。また、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて「ある」の割合が低下し、「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

		合計	ある	ない			無回答
学年	世帯分類 × 生活困難度			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体	【ふたり親】困窮層	1,102	20.6	11.6	13.9	49.7	4.2
小学5年生	周辺層	583	22.0	11.0	11.3	51.3	4.5
中学2年生	一般層	486	19.5	11.5	17.1	48.4	3.5
【ひとり親】困窮層	【ひとり親】周辺層	105	8.6	44.8	13.3	31.4	1.9
	【ひとり親】一般層	172	18.6	20.9	13.4	45.3	1.7
	【ふたり親】周辺層	605	25.3	1.0	15.0	54.4	4.3
	【ひとり親】一般層	69	8.7	47.8	11.6	30.4	1.4
		48	12.5	10.4	10.4	64.6	2.1
		83	19.3	1.2	12.0	57.8	9.6

【F 博物館、水族館、美術館に行く】

博物館、水族館、美術館に行く体験を学年別にみると、どちらも「ある」が最も高くなっています。

世帯分類と生活困難度別にみると、「ひとり親・困窮層」は「ない／金銭的な理由で」、「ひとり親・周辺層」は「ない／その他の理由で」が最も高くなっています。また、「ひとり親」では生活困難度が上がるにつれて「ある」の割合が低下し、どちらの世帯分類も生活困難度が上がるにつれて「ない／金銭的な理由で」の割合が上昇しています。

		合計	ある	ない			無回答
学年	世帯分類 × 生活困難度			金銭的な理由で	時間的な理由で	その他の理由で	
全体	【ふたり親】困窮層	1,102	46.6	9.3	14.6	25.5	4.1
小学5年生	周辺層	583	54.4	8.1	12.7	20.4	4.5
中学2年生	一般層	486	37.9	9.9	17.3	31.7	3.3
【ひとり親】困窮層	【ひとり親】周辺層	105	41.0	39.0	9.5	8.6	1.9
	【ひとり親】一般層	172	39.0	15.7	17.4	26.2	1.7
	【ふたり親】周辺層	605	52.9	0.0	15.2	27.8	4.1
	【ひとり親】一般層	69	30.4	42.0	11.6	14.5	1.4
		48	37.5	8.3	8.3	43.8	2.1
		83	50.6	0.0	18.1	21.7	9.6

(3) こども・若者の意見聴取調査

こども・若者が望む環境やサービスを把握するため、夢や悩みのこと、ふだんの生活や学校のことをテーマに意見聴取を行いました。

■中学生ワークショップ

- 調査対象：那須塩原市の中学校などに通学している中学生
- 調査日程：令和6年6月30日
- 調査方法：ワークショップ
- 参加人数：10名
- テーマ：ウェルビーイングダイアログカード(※)という質問カードを使い、幸せについて考え、
那須塩原市が「どんなまちにしたい？なってほしいか？」を考えてもらった。
※トランプ型対話カードで、裏面には52枚それぞれに幸福度との関連が確認されている内容の問い合わせが書かれている。

■こども食堂対面ヒアリング

- 調査対象：こども食堂に参加している小学生・中学生
- 調査期間：令和6年6月30日
- 調査方法：ファシリテーターがテーマを投げかけ、意見を対面で聞き取る。
- 参加人数：15名
- テーマ：①「いま一番やりたいこと」、②「神様が願いを一つだけかなえてくれるとしたら？」

■放課後児童クラブ対面ヒアリング

- 調査対象：放課後児童クラブに参加している小学生
- 調査期間：令和6年7月14日
- 調査方法：対面ヒアリング（少人数）で、困っていることやふだん感じていることを聞き取る。
- 参加人数：11名

■ホームページでの意見募集

- 調査対象：市内在住・在学・在勤する小学生から29歳までのこども・若者
- 調査期間：令和6年6月3日～6月30日
- 調査内容：本人や周りの人が家庭、学校、地域の中で「困っていること」「もっとこうなると
良いな」と感じていることについてホームページで意見を募集。
- 回答数：24件（小学生1、中学生6、高校生10、短大・大学・専門学校生5、その他2）

<参加者の主な意見>

- ・施設も大切だけど、今そこに住んでいる人たちの気持ちも聞いて、住民たちがしたいことをその街に生かせばよいと思う。
- ・住んでいて幸せだなって思うのは人との関わりだと思うので関わる機会があること、例えば話合いの場をつくることが大事。
- ・自然を大切にして、いろんな人が笑顔で住めること。
- ・もっと遊べる施設が増えてほしい。

- ・イベントを開いてアンケートを取り、改善点をたくさん集めるとよい。
- ・外や室内でいっぱい遊びたい。
- ・友だちと遊びたい。
- ・ご飯を食べたい。
- ・昼寝がしたい。
- ・お金がほしい。
- ・高級なご飯を思う存分食べたい。
- ・100点をとりたい。
- ・夢を叶えられる力がほしい。
- ・室内での遊び場がほしい。
- ・公園の遊具が少ない。
- ・ゲームセンターなど遊ぶ場所をなくさないでほしい。
- ・宿題を減らしてほしい。
- ・勉強できる場所を増やしてほしい。
- ・地域の人と交流できる場所をつくってほしい。
- ・病院や夜営業している店が少ない。
- ・校則を見直してほしい（髪型や携帯電話の使い方など含む）。
- ・掃除は清掃員を雇ってしてもらい、掃除の仕方は授業で学べばよい。
- ・道路が狭く、自転車通学が危険。
- ・歩道が少ない。
- ・進学で地元を離れた若者が、また戻ってきたいと感じられること、栃木県内の進学・就職を応援するプログラムなどがあつたらいい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

「子どもの未来を共創し 誰もが輝く
笑顔あふれるまち なすしおばら」

子どもはこれからの地域を担い、社会を支える希望であり、未来を創る存在です。

そして、子育ては一つの家庭だけで完結するものではなく、地域全体で支えるべき重要な社会的課題です。子どもが成長する過程において、様々なライフステージが存在し、それぞれの段階で異なる支援が求められます。ライフステージごとに必要な支援を地域全体で考え、実行することで、子どもたちが健やかに成長できる基盤を築くことができます。

また、地域全体で子育てを支援することは、子どもたちだけでなく、その家族や地域住民全体のウェルビーイングを向上させることにつながります。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、子どもたちやその家族、そして地域全体がともに成長し、幸せに暮らせるまちを目指し、「子どもの未来を共創し 誰もが輝く 笑顔あふれるまち なすしおばら」を基本理念として定めます。

2 計画の基本目標

本計画は、それぞれの立場から、子どもの健やかな成長や子育てに対する支援などを考慮して、次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標I すべての子どもの人権を尊重する

子どもは生まれながらに権利の主体であるとの認識のもと、全ての子どもの人権を尊重し、その多様性を認め、個々の能力や特性を最大限に引き出すことを目指します。のために、子どもたちが社会の一員として、主体的に参加し、自己実現できるよう、社会全体で支援する体制を整えます。

基本目標II すべての子どもと子育て家庭への支援

全ての子どもや子育て家庭を対象として、支援を受ける対象の視点に立った施策を展開し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証することを目指すとともに、全ての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

基本目標III 子育てにやさしい社会づくり

子どもの成長は家庭だけでなく地域社会の関わりも大きく影響するため、家庭、学校、企業、行政など、地域の多様な主体が連携し、それぞれの地域資源を生かしながら、地域全体で子どもの健やかな成長や学びを支える環境を整えます。

基本目標IV ライフステージに応じた切れ目ない支援

子どもたちそれぞれのライフステージに応じ、必要な支援が途切れないよう、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供します。また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、妊娠、出産、子育てに向き合えるよう、社会全体で切れ目ない支援を推進します。

3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本目標を念頭に置きつつ、次の8つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

子育ては、保護者が主に責任を持ちますが、かつては地域の大人たちとともにを行う側面もありました。しかし、近年の核家族化や就労環境の変化などにより、地域とのつながりが希薄になった結果、子育てを取り巻く環境は大きく変わり、親が孤立し、相談相手の不足や不安、負担を感じることが増えています。このような状況を踏まえ、地域、企業、行政が連携して子育てへの関心と理解を深め、充実した子育てサービスの提供を行う体制をつくり、地域で支える子育て支援を推進していきます。

基本方針2 援護が必要なこども・子育て家庭への支援

虐待や発達の遅れなどの早期発見と早期対応を強化し、支援が必要な家庭をサポートする体制を充実させるために、関係機関や団体との連携を一層推進します。そして、困難な環境にある家庭も安心して子育てができ、こどもが安全で健やかに成長できる環境を整備します。

さらに、インクルーシブ教育の理念を取り入れ、全てのこどもが個々の特性に応じて適切な支援を受けながらともに学び合い、社会に貢献できる力を育む環境をつくります。

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う最も重要な時期であることを意識して母子保健事業の充実に取り組むとともに、保健・医療・福祉などの関係機関との連携支援体制を強化し、子ども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる体制の充実を図っていきます。学童期、思春期においては、「こころ」と「からだ」の健康を意識できる支援を行うとともに、自己肯定感を高めることができる環境整備に努めます。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

少子高齢化が進み、女性や高齢者の就労も増える中、男性の育児休業取得や短時間勤務、子どもの看護休暇取得などの制度、さらに多様な保育サービスが充実してきています。そこで、子育て家庭が就労と育児の両立を図り、ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）を実現できるよう、関係機関と連携し、企業への啓発や相談支援などを行います。

基本方針5 教育環境の整備

劇的に変化を遂げる社会に的確かつ柔軟に対応し生き抜くために、未来を切り開く創造力と他者を思いやる想像力を育み、生涯にわたり自分らしく自立して生き抜くことができる人づくりを行います。また、デジタル技術やＩＣＴを積極的に活用し、家庭、学校、地域が連携して子どもの能力や可能性を最大限に引き出す教育を推進します。これにより、子どもたちが情報社会においても主体的に考え、柔軟に対応できる力を身に付けることを目指します。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

全ての子どもや子育て家庭が安心して安全に暮らすことができるよう、関係機関や団体などと連携を図り、子育てにやさしい環境を整備します。子育て世帯が安心して外出できるよう、外出時に便利な施設やサービスの周知も行います。さらに、雨天時でも子どもが安全に遊べる屋内施設の整備や、屋内遊び場の提供に力を入れ、外出先での遊び場確保にも配慮します。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

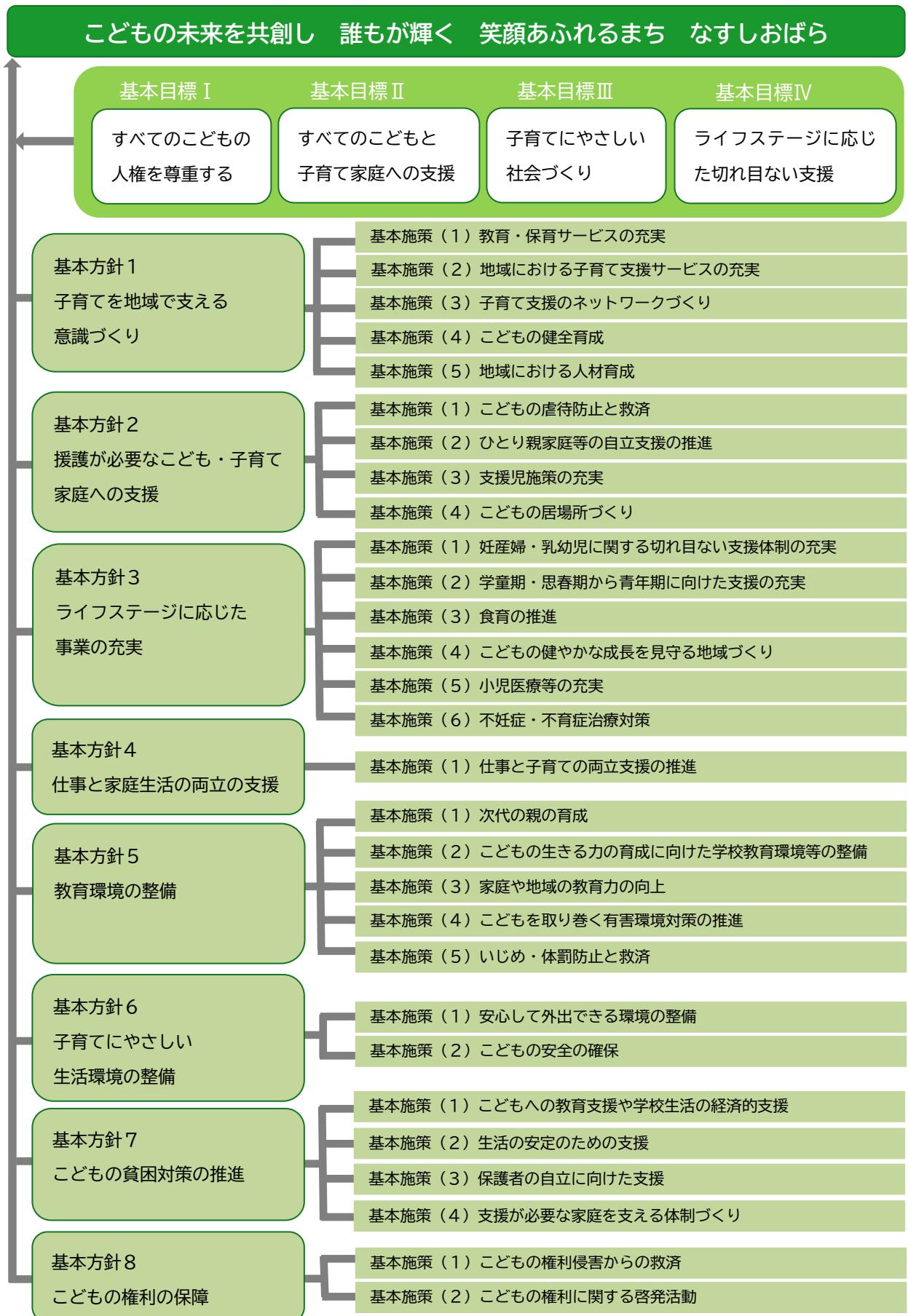
子どもの貧困対策は、問題を地域や社会全体で共有し、ともに解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的に実施し、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるよう必要な環境の整備を図ります。

基本方針8 子どもの権利の保障

本計画に掲げられる基本理念や全ての基本方針の根幹として、子どもが安心して育つため、虐待、いじめ、体罰、貧困などの子どもの権利の侵害から守り、子どもの最善の利益を考慮し、成長及び発達に応じた支援を行い、かけがえのない子ども一人ひとりの権利を保障していきます。

4 計画の体系

基本理念



第4章 施策の展開

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

基本施策（1）教育・保育サービスの充実

現状と課題

- 待機児童について施設整備や認定こども園への移行により、令和3(2021)年以降0人となっている状況を維持する一方、女性の就業率が継続して上昇していることなどから、少子化の状況下にあっても0・1・2歳児の保育需要は横ばい、又は、微減で推移するものと見込んでいます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かな対応を行っていく必要があります。
- 保護者の就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加配による保育士の確保など、保育サービスの一層の充実が必要になっています。
- 少子化が進行しており、今後の推移を注視する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①保護者の生活実態を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援や孤立する子育て家庭への対応など、広くこどもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行います。
- ②教育・保育施設において、子どもの生涯にわたり生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- ③保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、加配による保育士の確保など、多様な保育サービスの充実を図ります。休日保育についてはニーズを見極めながらさらなる事業拡大を検討します。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労などで、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。	保育課
休日保育事業	保護者の就労などで休日における保育が困難な児童の保育を行います。	保育課
障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、子ども家庭センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。	保育課
病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を看護師などが一時的に保育を行います。	保育課
乳児等通園支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(17)】	0歳6か月から満3歳未満児を対象に、保護者の就労要件を問わず、保育を行います。	保育課

基本施策（2）地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- 子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭を支援するため、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子ども・子育て支援事業をはじめとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）の継続実施に努め、専門職の確保を図るほか、産後ケア事業の拡充など産後間もない時期の支援を充実させ、妊娠中から出産後まで安心して過ごせる体制の整備を図っていく必要があります。
- 多様化している保護者のニーズに応えるため、子育て短期支援事業における現状の委託先事業者以外にも受入先を確保していく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業をはじめとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。
- ②今後の児童数の減少を見据えつつ、地域ごとの保護者のニーズを踏まえ、事業の拡大や実施施設・実施内容を検討し、関連事業の充実を検討していきます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	子どもやその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設などや地域の子育て支援事業などの情報提供のほか、必要に応じ相談・助言などを行ながら、利用者支援事業の周知やコンシェルジュからの積極的な情報発信による事業の拡充、関係機関との連絡調整などを行います。また、利用者支援事業（こども家庭センター型）の継続実施、専門職の確保を目指します。	子育て支援課 子育て相談課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業(19)】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。	子育て相談課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業(7)】	子育てをサポートしてほしい人（利用会員）とサポートする人（サポート会員）が会員登録して、会員の仲介（マッチング）を行います。また、事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。	子育て相談課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成します。	保育課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制の確保を図ります。	保育課
認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業など）を行います。	保育課
子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	子育て支援課

基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

- 子育てに関する業務を所管する部署が複数あるため、施策や内容が市民に伝わりにくく、支援のネットワークも広がりにくい状況となっています。
- 乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーなどの配布を行っています。また、子育て世代の実態に合わせ、ホームページやみるメールでの周知を行っていますが、予約の方法などさらに利用しやすい環境を検討していく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①子育て世帯に対し、子育て世代の実態に合わせた、より分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がっていくよう支援していきます。

具体的事業		
事業名	事業・取組内容	所管課
子育てサロンカレンダーの配布	子育て世代の実態に合わせた周知の方法を検討しながら、子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーを配布します。	子育て相談課
子育てガイドブックの作成と配布	子育てに関する行政情報などを1冊にまとめ、分かりやすい情報提供を行います。 なお、冊子は電子媒体でも作成し、SNSなどが身近な子育て世代を対象として対応しています。	子育て支援課

基本施策（4）子どもの健全育成

現状と課題

- 就労形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、放課後などに子どもが安全な場所で安心して過ごすことができるための取組の充実が求められています。
- 放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部など、総合的な放課後等児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後等児童対策の推進を図ります。
- ②放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。
- ③令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間にかけて全小・中・義務教育学校に導入を進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）」と、地域学校協働本部との一体的推進を図るほか、小学校と中学校が一体となった中学校区の特色を生かした事業の展開に取り組みます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】 《再掲》	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	子育て支援課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

事業名	事業・取組内容	所管課
那須塩原市青少年育成 市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	生涯学習課

基本施策（5）地域における人材育成

現状と課題

- 急激な教育・保育ニーズの高まりから保育士の不足が生じており、それによる保育の質の低下が懸念されています。

施策の方向性・目標

①保育士などの人材確保

- ・質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援します。
- ・保育士を養成する大学などの機関で、学生への就職支援相談会を実施するほか、その他県内保育士養成施設での説明会開催に向け、検討・協議を進めていきます。

②教育・保育の質の向上

- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努め、研修内容・研修方法・実施の時期を検討するなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
保育士確保事業	教育・保育施設を運営する事業者に対し、市外から移住する保育士の宿舎を借り上げるための費用などの助成をします。	保育課
保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学などで、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。	保育課
保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設などに従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	保育課
子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどで従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援課

第4章 施策の展開

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童クラブ職員の資質向上研修事業	放課後児童クラブの職員の資質向上のため、障害児対応研修、アレルギー対応研修などを実施します。	子育て支援課

基本方針2 援護が必要なこども・子育て家庭への支援

基本施策（1）こどもの虐待防止と救済

現状と課題

○こどもに関する相談は数多く寄せられており、特に児童虐待に対する相談件数は近年の報道などによる認知度の上昇により、年々増加しています。また、個々の相談の内容も複雑化、深刻化しているものが多く、長期の支援が必要となる傾向にあります。

施策の方向性・目標

こども家庭センターを中心に次のとおり取り組み、虐待防止を推進します。

①専門職雇用などによる相談体制の強化

- ・こどもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、「こども家庭センター」を中心に、相談体制など総合的な充実強化を図ります。

- ・様々な相談に対応するため社会福祉士や精神保健福祉士など専門職の配置を検討します。

②虐待発生の予防、早期発見、早期対応、再発防止

- ・虐待の早期発見が可能な、医療機関、教育・保育施設などと相互理解を深め、これまで以上に連携しながら予防や早期発見、早期対応に努めます。

- ・虐待状況から家庭環境の改善を図るため、家事や子育てに不安や負担を抱える保護者の話を傾聴し、必要な家事や育児の支援を行います。

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、子育てへの悩みや負担を軽減します。

③児童相談所や警察など、関係機関との連携強化

- ・児童相談所をはじめ、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の検討・協議を行い、お互いに連携を強化しながらきめ細かな支援を行います。

- ・地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもを守る地域ネットワーク 強化事業 (要保護児童対策地域協議会) 【地域子ども・子育て支援事業(5)-2】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者、関係機関との連携をさらに強化します。	子育て相談課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	子育て相談課
乳幼児訪問指導の充実 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問などによる育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	子育て相談課
乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
子育て世帯訪問支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(14)】	家事・子育てなどに不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行います。	子育て相談課
親子関係形成支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(16)】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、子育てセミナーを開催し、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	子育て相談課

基本施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- ひとり親は家計と家事育児を一人で担うため、身体的・精神的負担が大きく、また、社会的に孤立しやすく、一人で困難を抱えてしまう傾向にあるといわれているため、相談支援体制の充実が求められています。
- 就労しているひとり親は多いものの、パート・アルバイトなどの非正規雇用の割合も高く、十分な収入が得られないなど相対的貧困の状況にある世帯も多いことから、就業支援や経済的支援も求められています。
- 養育費については、親権の有無に関わらず支払う義務があつても、取決めをしている割合はまだ低い現状にあります。親子交流については、子どもの立場からその実施が望ましいこととされていますが、児童虐待や配偶者からの暴力などにより親子交流が適切でない場合もあります。令和8(2026)年までに「共同親権」の導入が予定されていることも踏まえ、子どもの利益を最優先に養育費・親子交流についての取決め・実施が適切になれるよう、制度の周知啓発を行っていくことが重要です。

施策の方向性・目標

ひとり親家庭が抱える様々な問題について、母子・父子自立支援員などによる相談支援を行うとともに、経済的問題を抱える家庭も多いことから、貧困に陥らないよう教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて関係機関と連携して取り組みます。

①ひとり親に対する相談支援体制の充実

- ・母子・父子自立支援員によるきめ細やかな相談対応や、ハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して支援するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、各種支援制度をまとめたガイドブックによる周知など、効率的・効果的に支援制度の周知を図ります。

②ひとり親への就業支援

- ・生活を安定させるために就業やキャリアアップに有利な資格の取得や能力開発など様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や転職のための支援を行います。

③ひとり親への経済的支援

- ・経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、保育料の減免、放課後児童クラブ事業利用料の減免などを行い、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

④養育費・親子交流の周知啓発

- ・子どもの利益を最優先する観点から、養育費や親子交流についてパンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	子育て相談課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。	子育て相談課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。	子育て相談課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て相談課
児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
養育費・親子交流に関する周知事業	養育費や親子交流に関して、パンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。	子育て相談課
住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活福祉課 子育て相談課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親など家庭の経済的負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料助成を行います。	子育て支援課

基本施策（3）支援児施策の充実

現状と課題

- 発達に関わる相談件数や障害児通園施設の利用件数は増加しており、継続的な支援が求められます。また、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの既存の支援施策も含め、包括的な支援も必要です。
- こどもや家族が地域で生活を営んでいく上で、支援を必要としたときにはライフステージに沿った、切れ目ない支援の継続が重要であり、福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要とされています。
- 発達障害や医療的ケアの必要な方など、こどもの障害の状態に応じて必要とされる支援は多岐にわたります。個々に応じた適切な支援を提供するためには、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関や多職種が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。
- 今後の社会生活を送る上で様々な困難を軽減させるためには早期の発見、早期の支援が重要になってくるため、そのための体制の充実が必要となります。
- 様々な障害や発達上の特性は、本人の生きづらさや親が育てにくさを感じ、家族を含め周囲からの理解が得られないことが多く、二次障害につながるなど、社会生活において様々な困難が生じるおそれがあることから、これらの障害に対する周知啓発も必要です。
- 国際化の進展により、海外から帰国した幼児や外国人幼児、国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれ、さらなる配慮が必要となってきます。

施策の方向性・目標

①早期の対応への仕組みづくり

- ・医療機関や乳幼児健康診査などの受診時や、教育・保育施設、放課後児童クラブへの巡回などの機会を通じて集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要なこどもへの適切な支援を検討し、子育て相談課、保育課、社会福祉課、教育委員会などの関係機関が連携し、保護者がこどもの障害や発達上の特性などの”課題に気づいた”段階から、家族も含めた支援に取り組み、早期発見に努めます。また、学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。

②意識づくりと適切な関わり

- ・様々な障害への理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。また、発達に支援が必要なこどもとその家族に対し、発達支援システムを活用し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、一人一人の特性に応じた適切な支援が受けられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」と、適切な支援を切れ目なくつないでいく「縦の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、こどもの社会参加や自立が可能となることを目指します。

③関係機関の連携・支援

- ・多職種の専門家や事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、情報共有や関係者への意見聴取などにより関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④地域で支え合う支援基盤の充実

- ・障害の重度・重複化や発達障害の診断増加に対応するため、障害の種別にかかわらず身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、医療機関に加え、心理職などの専門職による多職種協働チームが、教育・保育施設や放課後児童クラブ、療育施設などにおいて、集団生活におけるこどもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行うことを通じて、療育体制や支援体制の充実強化に努めます。また、教育・保育施設における加配による保育士の確保や放課後児童クラブにおける複数回の研修会の実施などにも取り組んでいきます。

⑤外国につながる幼児への対応

- ・今後増加すると見込まれる外国につながる幼児の支援について検討していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
発達支援体制の充実	発達に支援が必要なこどもとその保護者に対して、各ライフステージで関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なくつないでいく「縦の連携」と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、発達支援体制の充実を図ります。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児について、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	子育て相談課
年長児巡回相談	教育・保育施設において、年長児の集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要なこどもへの適切な支援を検討し、早期対応を促します。	子育て相談課
就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。	学校教育課
多職種協働による 相談支援事業	心理職などの専門職による多職種協働チームが、子どもが通う施設などにおいて、集団生活における子どもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行います。また、子どもとの関わりに困り感のある保護者の相談を受け保護者が困り感をもつことなく子どもと関わるよう支援します。	子育て相談課
放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。	子育て支援課
教育・保育施設における 障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。	保育課
放課後児童クラブにおける 障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。	子育て支援課
障害福祉サービス・障害児通所 支援	障害のある子どもや発達に支援を必要とする子どもを対象に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供することで、子どもの自立と社会参加の促進、家族の負担軽減を図ります。	社会福祉課
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳などを持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当等の支給	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母など又は児童に手当の支給を行うとともに、制度の周知及び適切な時期に手続案内をすることで、支給漏れの防止を図ります。	社会福祉課
補装具の給付	身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具を給付（購入など費用の一部を助成）します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入 費等助成事業	補装具の給付対象とならない軽度又は中等度の難聴の聽覚障害がある子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課

事業名	事業・取組内容	所管課
日常生活用具の給付	障害のあるこどもや難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。	社会福祉課
わかば相談（就学相談）	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた様々な相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。	子育て相談課

基本施策（4）子どもの居場所づくり

現状と課題

○子どもを取り巻く様々な問題により「居場所」を持てなくなってしまう子どもが孤立感を深めないよう、「居場所」が確保できることにより身体的にも心理的にもダメージを受けないよう、家庭、行政、地域が連携して子どもの居場所を確保する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童は増加傾向にあり、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、子どもの居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行います。
- ②不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行います。また、教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図るとともに、学校と家庭との連携強化にも努めていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
要支援児童放課後応援事業	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

第4章 施策の展開

事業名	事業・取組内容	所管課
不登校児童・生徒の居場所づくり（サポート）	<p>不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援をする施設として「ハートフルスペース」を2箇所設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の居場所をつくるとともに、学校、家庭との連携や教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図りながら、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の心の安定や自立を促します。</p> <p>宿泊体験館「メープル」での宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援及び不登校の未然防止を図ります。</p>	学校教育課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】 《再掲》	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。	子育て相談課

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実

現状と課題

- 安心してこどもを産み育てるためには、切れ目ない支援が必要となっており、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親が安心して過ごせる支援の充実・体制の整備が求められています。
- 望ましい生活習慣の獲得など健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。

施策の方向性・目標

- ①母親と子どもの心身の健康を守るため、子ども家庭センターの機能を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産期については、産科医療機関などと連携し、支援が必要な妊産婦に対して妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援や妊婦とその配偶者などに対する面談を通じた情報提供や相談などを行います。また、妊婦と胎児の健康管理、疾病や異常の早期発見や産後うつ予防などのため、医療機関などで行う妊産婦健康診査の費用を助成します。
- ③出産後については、産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、専門職が全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行います。
- ④その後は乳幼児の心身の健やかな成長と障害や虐待の早期発見などのため、乳幼児健康診査や健康相談を通じ支援が必要な母親を把握し、保健師による保健指導や家庭訪問などをを行うとともに、未受診児の安否、発育発達、家庭状況などの確認や支援を行うなど、関係機関と連携し、きめ細かな伴走型の支援を行います。
- ⑤母親学級や乳幼児健康診査、健康相談など、様々な機会をとらえて、保健師・栄養士・心理相談員・作業療法士・歯科衛生士などの専門職による健康教育・相談などを実施します。母親学級については、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を積極的に配信していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 (子ども家庭センター型) 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。	子育て相談課
妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目がない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。	子育て相談課
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成し、未受診者には、乳幼児健診などで勧奨するなど対策を行います。	子育て相談課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
乳幼児健康相談 《再掲》	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	子育て相談課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 (乳児家庭全戸訪問事業)	子育て相談課
学校における歯科疾患予防 推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	健康増進課
フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～中学3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。	健康増進課
1か月児健康診査	1か月児健康診査に係る費用の一部を助成します。	子育て相談課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業(19)】 《再掲》	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。	子育て相談課
妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、妊婦等包括相談支援事業の支援を組み合わせて、妊婦のための支援給付を行います。	子育て相談課
妊婦等包括相談支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(18)】	妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談（伴走型相談支援）を行います。	子育て相談課
5歳児健康診査	教育・保育施設において、年中児の集団での様子を観察し、子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、子どもとその家族を必要な支援につなげます。	子育て相談課

基本施策（2）学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実

現状と課題

- 10代の自殺、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもりなど、思春期における問題は多様化かつ深刻化してきていますが、思春期は身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、これらの体や心の問題が将来に重大な影響を及ぼすため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
- 成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ多感な時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが思春期の特性を十分に理解して子どもと接することが重要で、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって対応していく必要があります。
- 少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下です。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいといわれており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少ですが、若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望していることから出会いの機会を提供するなどの取組を行う必要があります。

施策の方向性・目標

- ①思春期における身体発育や性機能の発達などに関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動が取れるよう思春期保健教育を推進します。
- ②引き続き専門職の確保に努めつつ、教育内容について学校などとも検討していきます。
- ③結婚を希望する男女が、理想とする相手と巡り合い、お互いが望む結婚生活がスタートできるよう、出会いから結婚までの支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	子育て相談課
結婚支援事業	出会いから結婚までのサポートを行う「結婚サポートセンター」及び「とちぎ結婚支援センターなすしおばら」を運営し、結婚相談、マッチング、結婚セミナー、婚活イベントなどの結婚支援に取り組みます。	市民協働推進課

基本施策（3）食育の推進

現状と課題

- 朝食欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどが子どもの食生活上の課題となっています。また、これらは子どもと食事をともにする親への支援も含めて重要となっています。
- 食材の地産地消、食文化の継承など地域全体での食育も重要性を帯びてきています。

○食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分であることから、ライフステージを通して、食に関する学習の機会や食に関する体験活動などの情報提供を積極的に進めることができます。

施策の方向性・目標

- ①食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達段階に応じた学習や情報提供、学校農園の体験活動などを行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を進めます。
- ②学校給食における金額や食品数を考慮した献立の作成に加え、地元産野菜の利用拡大を図るため、質・量ともに安定的な供給体制の構築に努めます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
健診等での食に関する情報提供	各種健診や育児相談などで、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るために、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	子育て相談課
学校給食における委託炊飯に係る米飯加工費公費負担事業	金額や食品数を考慮した献立を作成する上で、これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工費（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）を充実するとともに、共同調理場における地元産野菜の利用を拡大するため、質・量ともに安定的な供給体制の構築を図ります。あわせて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。	教育総務課
学校農園の開設支援	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。	農務畜産課

基本施策（4）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

現状と課題

- 就業構造の変化や家族構成の変化、女性の社会進出により、子育てを行う環境は大きく変化し、子育てをする家庭の負担感が大きくなっています。ニーズ調査でも「気軽に相談できる相手・場所がない」と回答する家庭が一定数みられ、家族機能の弱体化や地域の子育て力の低下による育児不安と孤立化は、虐待などの様々な問題を引き起こす原因となりかねません。
- 問題の早期発見や重篤化を防ぐためにも、出会いの場や人とつながりやすい社会をつくりていき、子育ての負担感を減少させ、また、子育てと就労の両立支援のためにも、地域に相談でき、助け合いができる人や場所を提供し、ネットワーク化できるような環境づくりが必要です。

施策の方向性・目標

- ①地域で孤立する親がいた場合に手を差し伸べられるよう、地域を良く知る民生委員・児童委員、主任児童委員や食生活改善推進員など既にある地域の力を借りつつ、新たな地域の力も活用できるよう、オピニオンリーダーの育成を図り、様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てていける地域づくりを推進します。
- ②コロナ禍で中止していた乳幼児健診での食育活動の再開や、就学時健康診断時の親向けワークショップ形式の再開など、保護者のための子育てに関する学習や交流の場を増やしていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
食生活改善推進員	子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	健康増進課
民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 子育て相談課
家庭教育オピニオン リーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館などの家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族の在り方、悩みごとの家庭に関する相談にのったり、親同士の話合いにより、自分の子育てを振り返り、気づいたりできる場を設け、子育てをサポートできる人材を育成します。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 《再掲》 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

基本施策（5）小児医療等の充実

現状と課題

○小児医療などを利用できる体制の充実は、次の世代を担うことの健全育成のための基礎であり、また、こどもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、県や近隣の市町及び関係機関などと連携し、小児医療・夜間休日診療などの充実・確保に取り組むことが重要となっています。

施策の方向性・目標

①小児医療体制の充実

- ・小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療に係る夜間休日診療体制の維持を図るため、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。

②周産期医療

- ・妊産婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図ります。
- ・県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでおり、低体重出生児の届出の受付、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票などにより、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めます。

③こどもの医療費の助成

- ・こどもの疾病的早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援のため、18歳（高校3年生）までの子どもの保護者に対して、通院や入院をしたときの保険診療の自己負担分を助成しています。今後はより効果的な実施方法を検討していきます。

④予防接種への助成

- ・予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、国の定期予防接種の動向をみながら市単独の予防接種費助成事業を行います。指定医療機関以外がかかりつけである子どもに向か、制度のさらなる周知を充実させます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。	健康増進課
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業（3）】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	子育て相談課
産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問などの支援を行います。	子育て相談課
こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
自立支援（育成医療）	障害のある子どもの身体的な障害を除去、軽減する手術などの治療に対する費用の一部を助成します。	社会福祉課
予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防し、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。	健康増進課
任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	健康増進課
骨髓移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髓移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	健康増進課

基本施策（6）不妊症・不育症治療対策

現状と課題

○近年、保険適用範囲の拡大、多様な治療法の開発、社会的な理解の深まりなどにより、不妊治療に対するニーズが高まりを見せているものの、身体的・心理的な負担とともに、経済的負担も依然として少なくないことから、こうした負担の軽減を図り、希望する誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①不妊症・不育症治療費助成制度の周知と治療費助成を引き続き行います。
- ②先進医療費助成を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
不妊症・不育症治療費助成制度	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。また保険適用外の不育症治療費を対象に費用の一部を助成します。	子育て相談課
先進医療費助成制度	先進医療を受けた際の費用の一部を助成します。	子育て相談課

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（1）仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。
- 男女共同参画情報「みいな」の認知度向上を図るために周知方法の検討に加え、教育講演会や出前講座など子育て世代や男性にも広く参加してもらえるような開催方法・内容の検討が必要です。

施策の方向性・目標

- ①企業における両立支援やワークライフバランスへの理解促進
 - ・男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所の周知、育児休業などの取得、子育て期間中の短時間勤務、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件を改善し、子育てしやすい職場環境について、国、県などと連動し事業主などへの要請を図ります。
- ②地域における両立支援やワークライフバランスへの意識高揚
 - ・仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していきます。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、女性リーダーの育成・資質向上のための取組、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図ります。
- ③家庭における両立支援やワークライフバランスへの意識啓発
 - ・仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージで夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための父親参加の促進や、育児休業や介護休暇などの取得を促す呼びかけ、講演会や研修会などの周知や広報活動を工夫して進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方にについて市民へ啓発を行います。	商工振興課
男女共同参画情報「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画情報「みいな」を発行します。	市民協働推進課

事業名	事業・取組内容	所管課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。	市民協働推進課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画セミナーを定期的に開催します。	市民協働推進課
男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的に実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。	市民協働推進課
女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。	市民協働推進課
父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座、男性向け料理教室などで啓発事業を行います。	子育て相談課 生涯学習課 市民協働推進課
父子手帳の交付	母子健康手帳の交付に併せて父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	子育て相談課

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1）次代の親の育成

現状と課題

○異なる年代の人や外国人など自分と異なる人との交流、ふだんの生活では体験できない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長につながる様々な経験を、多くのこどもが獲得できるような体制の構築が求められています。

施策の方向性・目標

- ①様々な体験を通じてこどもが成長できる体制を整え、地域における協力事業所や専門職を確保し、将来の親となるべき知識と経験を獲得することや地域における青少年リーダーの育成を推進します。
- ②国内外の情勢に変化がある中にもあっても、積極的にＩＣＴを活用し、海外交流やオンライン研修を効率的かつ効果的に実施できる体制を推進していきます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るために、マイチャレンジなどの積極的な受入れを行います。	保育課
中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるために資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動 (マイ・チャレンジ) の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課
思春期保健事業 《再掲》	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
青少年リーダー育成 支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	生涯学習課

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもカレッジ運営事業	子どもたちが体験活動を通して、好奇心や感動する心を育み、協力・連携について学ぶことにより、生き抜く力を身に付けるために運営します。なお、持続的な運営のための外部実行委員会の設立や、開催回数を増やすことにより、学校教育との差別化を図ります。	生涯学習課

基本施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

現状と課題

- 那須塩原市教育振興基本計画では「心豊かに学び続けることのできるまち那須塩原」を基本理念として掲げています。
- 本市の学校教育では、主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく今後の情報化社会を生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指し、その実現に向け『人づくり教育』を推進しています。
- 少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引き続き学校規模の適正化に取り組み、ＩＣＴも活用しながらより一層効率的な運営が求められています。
- 国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。

施策の方向性・目標

①確かな学力の向上

- ・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化などの取組を推進します。
- ・豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、ＡＬＴをより効果的に活用した授業改善やＡＬＴを活用したイベントの実施など工夫をしながら、英語教育を推進します。
- ・タブレット端末などのＩＣＴ機器の更新や設備の最適化を図るなど、ＩＣＴを活用した学習環境の整備を推進します。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、「学びのＳＴＥＡＭ化」をキーワードに授業改善を図り、子どもたちのワクワクドキドキを高めていく学びを目指し、指導方法や指導体制の工夫改善などを進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。
- ・創造力や人間性を高め、豊かな心を育むため、小中学生に向けた鑑賞事業を実施します。
- ・いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図ります。

③健やかな体の育成

- ・こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を図り、体育の授業を充実させます。
- ・こどもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- ・こどもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣などを身に付けさせるための健康教育を推進します。

④小学校・認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実

- ・認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものよりよい成長を支援します。
- ・小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、認定こども園・幼稚園・保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、公開保育や公開授業、研修の機会のさらなる充実を図り、認定こども園・幼稚園・保育園及び学校における地域的な交流を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学びのS T E A M化で ワクワクドキドキする学校・ 授業づくり	「学びのS T E A M化」をキーワードに授業改善を図り、子どもたちのワクワクドキドキを高めていく学びを目指します。「学びのS T E A M化」によって自分たちで考え、工夫して課題をクリアしていくといった活動をすることで、子どもたちに自信をつけさせ、自己肯定感を高めることにつなげていきます。	学校教育課
A L T（外国語指導助手）の 全校配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にA L Tを配置し、A L Tをより効果的に活用した授業改善のための支援やイベントの参加者を増やすための工夫を行います。	学校教育課
I C T（情報通信技術）を活用 した新たな学びの推進事業	今後的情報化社会を生き抜く力を養成するため、学校I C T化のI s t G I G Aで導入したタブレット端末や校務支援システムの更新などI C Tを活用した授業を推進し、学習環境を整備します。	学校教育課
中学生海外交流事業 《再掲》	国際化が進展する社会で生きるために資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動 （マイ・チャレンジ）の実施 《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課

事業名	事業・取組内容	所管課
ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園等芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	学校教育課
小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものよりよい成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	学校教育課

基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用が増加するに伴い、夕方まで保護者が不在の家庭が年々増加しています。
- 地域の活動に参画・協力する保護者や子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 次代を担う子どもが希望を持って明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となって全ての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるもので、家庭教育の充実は、次代を担う子どもの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、講演会や出前講座、母親学級などあらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。
- ②核家族化や少子化が進む今、子どもが安全に、そして健やかに成長していくためには、親の孤立化を防ぐことも重要であり、親同士の交流や地域住民とのコミュニティの構築など、様々な人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進めます。「コミュニティ・スクール」と地域学校協働本部を一体

的に推進し、地域の特色を生かした事業を展開するほか、地域子育て支援拠点をより多くの利用希望者が利用できるよう工夫していきます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	保育課 子育て相談課 生涯学習課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《再掲》	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課

基本施策（4）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- 青少年による非行や犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などによるインターネット上でのいじめや個人情報の流失など、こどもがインターネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じており、犯罪も巧妙化・悪質化・複雑化しています。
- 次代を担う青少年が夢と希望を抱き、健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となってこどもを取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする図書などが販売され、街中には看板などによる有害情報があふれており、こどもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティアの地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進します。また、巡回指導員の視察研修、意見交換会を実施し、巡回の在り方について隨時見直していきます。
- ②SNSなどのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会などを行います。また、教職員に対しても、情報モラルに関するより具体的な事例を紹介・共有する研修会などについて今後も実施していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け推進します。	学校教育課
環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティアなどの地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動や立入調査を実施します。	生涯学習課

基本施策（5）いじめ・体罰防止と救済**現状と課題**

- 学校での取組や社会の認知度が進んだこともあり、いじめの相談や認知件数は増加傾向にあります。
- いじめ防止対策推進法に基づき、国的基本方針を参照しながら、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定しています。また、市子どもの権利条例でもいじめからの救済を定めています。
- いじめを包括的かつ多面的に防止するため、関係機関で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置しています。また、いじめの重大事態が発生した場合は速やかにいじめ問題対策委員会を開催できる体制を整えています。さらに、いじめ問題再調査委員会も組織しており、対策に万全を期しています。
- しつけと称した体罰は虐待であり、社会全体で虐待防止を推進する必要があります。
- 教育現場や保育現場での体罰防止を推進・徹底することが求められています。
- いじめや体罰について、急遽窓口に来た場合であっても、相談場所が確保できるような体制の確立が求められています。

施策の方向性・目標**①いじめの防止・早期発見**

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動などの充実を図ります。
- ・いじめの防止などのために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。また、最近ではインターネットによるいじめもありますが、学校や家庭の目が行き届かない場合もあるため、県教育委員会や警察など関係機関と連携して実態把握に努め、家庭や子どもへ資料の配布や情報モラル教育を実施するなど必要な啓発活動を行います。
- ・いじめに関する通報及び相談を受けるための相談場所の確保や体制を整備し、児童生徒や保護者などへの周知を図ります。また、各学校が定期的なアンケートや個人面談などで把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、いじめが発生した場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを各学校へ派遣し、又は配置できるよう連携を強化し、必要な措置を講じます。

②いじめへの対応

- ・学校からいじめの報告があった場合には、速やかに調査などにより事実の把握を行い、いじめを受けた児童生徒へのケア及びいじめを行った児童生徒への指導を実施します。それらの実施に当たり、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒へのフォローはもちろんのこと、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ・学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、場合によっては通報することが必要なものが含まれることもあるため、早期に警察と連携した対応を取れるよう、体制を構築します。

③学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめ防止対策の学校の体制の評価として学校評価などを活用します。
- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止などに適切に取り組んでいくことができるようするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- ・「開かれた学校づくり」に向け、保護者や地域住民が校長の意見聴取により学校運営に参画する学校評議員制度から、令和8(2026)年度にかけて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」へ移行し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する「地域とともににある学校づくり」を推進します。

④体罰の防止

- ・親からのしつけと称した体罰は明確な虐待であることを踏まえ、虐待防止の啓発に取り組むとともに相談体制を強化し、虐待防止施策を推進します。
- ・教育現場でのコンプライアンス遵守についての研修プログラムを、OJTや校内研修などで実施し、また保育現場においても研修を実施するなど、虐待に関する知識を高め資質の向上を図り、体罰防止施策を推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通報・相談窓口の設置 及び周知	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	学校教育課
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の 導入・運営及び学校評価の実施	保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画し、目標やビジョンを共有し、一体となって子どもの健全育成や学校運営の改善に取り組むため、学校評議員制度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）へ移行し、各小・中・義務教育学校において開催することで、教育活動や学校運営の状況などについて評価を行います。	学校教育課

事業名	事業・取組内容	所管課
いじめ問題対策連絡協議会・ いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止などのための対策を効果的に行うための組織を設置します。	学校教育課
いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制 の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査の自由意見で、「お住まいの地域の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関するご意見」として、「子どもの遊び場や公園の不足」に対する意見の割合が最も高く、また、「子どものための施設や環境の改善要望」に対する意見も多く、妊産婦や子ども、子育て家庭などが安心して外出できる環境づくりが求められています。

施策の方向性・目標

①妊産婦や子ども、子育て家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設などのバリアフリー化、公園の遊具などの施設の更新・修繕を実施し、また、外出した際におむつ替えや授乳できるスペース、子どもと一緒に外出できるような施設の周知を図り、子どもを健やかに安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。	都市建設課
都市公園施設の整備	市内の都市公園の遊具などの施設について、計画的に更新・修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えます。	都市建設課
赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽に外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページなどでお知らせします。	子育て支援課
移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースが確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。	子育て支援課

基本施策（2）子どもの安全の確保

現状と課題

○子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主防犯組織など地域ぐるみの安全確保が重要となっています。

○最近では、子どもがインターネット上のSNSや掲示板による、トラブルや犯罪に巻き込まれるケースが増えています。また、安易に危険な情報にアクセスできる環境にあり、子どもの安全確保の面でも憂慮すべき問題となっています。

施策の方向性・目標

①こどもや保護者に対する防犯教室や交通安全教室を引き続き実施し、また、地域での取組としてこどもを守る家や自主防犯組織との連携、防犯カメラや防犯灯の設置、おさんぽルートの定期的な見直し・点検など、地域全体でこどもを見守っていく環境を構築します。また、インターネットなどの適正な利用についても啓発を行い、教員に対する情報モラルに関する具体的な事例の紹介・共有を行う研修会などを実施していきます。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
緊急時の避難先確保や指導	こどもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ハイヅルなど防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法などの指導に努めます。	教育総務課
こどもを守る家	こどもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「こどもを守る家」にはステッカーを標示し、こどもには各学校の登下校指導などで説明をします。	交通防犯課 学校教育課 生涯学習課
防犯ブザーの配布	こどもを犯罪の被害から守るため、小学校及び義務教育学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。	教育総務課
防犯カメラ設置への助成	こどもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費などの助成を行います。	交通防犯課
防犯灯設置への助成	こどもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会などへ設置費などの助成を行います。	交通防犯課
那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 原則として毎年、新規箇所などの合同点検を実施します。	学校教育課
自主防犯団体への活動支援費補助	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用などの一部を助成します。	交通防犯課
防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。	交通防犯課
交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設などで、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。	交通防犯課
おさんぽルートの把握・危険箇所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険箇所の点検を行います。	保育課
情報モラル教育の推進 《再掲》	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け、推進します。	学校教育課
教育・保育施設への事故防止等用カメラの設置	教育・保育施設に事故防止用カメラを設置し安心安全な保育環境を確保します。	保育課

基本方針7 こどもの貧困対策の推進

基本施策（1）こどもへの教育支援や学校生活の経済的支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査により、生活が困窮している世帯ほど、子どもの授業の理解度が低く、自己肯定感も低くなる傾向にあります。
- 子どもの進学についても、生活が困窮するほど希望どおりに進学させられないと考える親が増える傾向にあります。
- 親との外出や旅行なども生活が困窮すると少なくなる傾向にあり、精神面の成長に必要な様々な経験を得られるよう支援も必要です。

施策の方向性・目標

- ①スクールソーシャルワーカーなどが中核となって地域社会との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとします。また、様々なケースに対応できるよう、研修会を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ②高校中退の決断に至る以前に学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談、学習支援などによる継続的なサポートを行います。
- ③家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学資金などが必要な世帯に活用されるよう周知を図るとともに、市内企業などに寄附制度のPRを継続していきます。
- ④家庭学習や授業の場でICTの活用を推進し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていくとともに、効果的な活用法について研究を進めています。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に左右されず、全ての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。	学校教育課
社会体験活動 (マイ・チャレンジ) の実施 《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課
要支援児童放課後応援事業 《再掲》	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
生活困窮者世帯学習支援	学力の向上や学習習慣の定着を図るため、生活保護、準要保護世帯の小学4年生～高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。	生活福祉課
ふるさとアーティスト派遣事業《再掲》	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ《再掲》	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園等芸術家派遣事業《再掲》	豊かな感性を育むため、認定こども園・幼稚園・保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを支給し、援助を行います。	学校教育課
奨学資金貸与・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学などに就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸与、又は給付し、広く人材を育成します。	教育総務課

基本施策（2）生活の安定のための支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査では、生活に困窮している世帯ほど子どもの健康状態の悪化や成績の低下、生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、子どもの自己肯定感が低くなる傾向や、子どもの生活の不安定さにつながりかねない状況がみられます。
- 子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

施策の方向性・目標

- ①妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労などの各種の支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業などの母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期の把握に努め、妊娠中から出産後まで安心して過ごせる体制の整備を図りながら支援を行います。
- ②様々な事情を抱える子どもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援するとともに、より効果的な実施方法の検討や周知に努めていきます。

具体的的事業		
事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦支援事業 《再掲》	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目がない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	子育て相談課
妊産婦医療費助成制度 《再掲》	妊産婦の医療費の保険診療自己負担分を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】 《再掲》	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 (乳児家庭全戸訪問事業)	子育て相談課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】 《再掲》	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	子育て相談課
こども医療費助成 《再掲》	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
ひとり親医療費助成 《再掲》	ひとり親とその児童の医療費の保険診療自己負担分を助成します。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】 《再掲》	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。	保育課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸付けを行います。	子育て相談課
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免 《再掲》	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免 《再掲》	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	子育て支援課
児童手当	安定した子育てのため、18歳以下の子どものいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の子どもの健全な育成のため、遺児手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
児童扶養手当《再掲》	ひとり親などの家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
住宅支援《再掲》	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活福祉課 子育て相談課
要支援児童放課後応援事業《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
市内で実施している こども食堂の情報提供	市内で実施しているこども食堂について、市のホームページなどで情報提供を行います。	子育て支援課

基本施策（3）保護者の自立に向けた支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査結果による相対的貧困率は約15%となっていますが、安定した収入のためにはキャリアアップや資格の取得も含め、様々な就労支援が求められています。
- ひとり親については収入が低い世帯も多く、収入を増やすために資格取得などの支援を行う必要があります。
- 養育費を確保している世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。

施策の方向性・目標

- ①単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ②ひとり親家庭に対し、相談者のニーズに応じた様々な支援メニューを活用したプログラムを策定するなどし、就業や生活の安定を支援します。
- ③ひとり親に対し、自立につながる資格取得のための支援を行います。
- ④養育費確保のための情報提供・相談支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する 相談支援体制の充実 《再掲》	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	子育て相談課
母子・父子自立支援 プログラム策定事業《再掲》	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。	子育て相談課
ひとり親家庭自立支援教育 訓練給付金事業 《再掲》	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。	子育て相談課
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 《再掲》	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て相談課
母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	子育て相談課

基本施策（4）支援が必要な家庭を支える体制づくり

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査では、各種支援施策で約70～80%が相談したことがないと回答し、相談する窓口や方法がわからないと回答した方が約15～20%となっており、今後の制度周知の方法についても課題がみられました。
- 子育てサロンやこども食堂などの地域での支援は、ポピュレーションアプローチ※の観点からも有効であり、こういった活動を行うNPOなどの関係団体との連携強化が重要となってきます。
- 生活が困窮する世帯ほど子どもの自己肯定感が低くなる傾向が強くなりますが、悩みを抱えても相談できない状況にならないよう、身近な場所での早期の相談体制を整えることが重要です。

※ポピュレーションアプローチ…生活環境などに問わらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ全体を良い方向にシフトさせていくこと。

施策の方向性・目標

- ①親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期を経て、学校を卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築を行います。
- ②子どものライフステージに応じて、切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進を行います。また、様々なケースに対応できるよう、研修会を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るとともに、さらなる周知に努めています。

具体的な事業

事業名	事業・取組内容	所管課
府内連携体制の強化	子どもの貧困に対する施策について、府内の連絡会議などにより情報共有を行い施策の展開を図ります。	子育て支援課
こども食堂など地域における子育て支援取組	「地域での子育て支援活動」「食事の提供を通した子どもの居場所づくり」などを行っている団体に対して、活動費の一部を助成します。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲）	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課

基本方針8 こどもの権利の保障

基本施策（1）こどもの権利侵害からの救済

現状と課題

○いじめ・体罰、虐待、ヤングケアラーなどの子どもの権利を侵害するような事案の発生は社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しており、発生した場合には早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。

施策の方向性・目標

①いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利の侵害が起こった場合に速やかに各機関での相談や支援を実施できるよう体制を構築し、虐待などに関する知識を高め資質の向上を図ります。

また、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1人を委嘱し、3人で構成します。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課
通報・相談窓口の設置及び周知《再掲》	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施《再掲》	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	学校教育課

基本施策（2）子どもの権利に関する啓発活動

現状と課題

○平成6(1994)年度に「児童の権利に関する条約」を国が批准し、平成26(2014)年度には本市で子どもの権利条例を定めました。また、平成28(2016)年度には児童福祉法が改正され第1条で児童の権利保障について規定しています。さらに令和5(2023)年4月には子ども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」の実現が求められています。これらのことから、子どもの最善の利益という理念への理解のため、さらなる周知が必要です。

施策の方向性・目標

①子どもの権利についてのさらなる理解を深めるため、講演会や研修会の開催など様々な機会を利用して積極的な周知・啓発を図ります。また、教育委員会とも連携し、こども自身による子どもの権利に関する学習支援を推進していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
制度の周知	子どもの権利などについて、こどもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。	子育て支援課
子どもの権利に関する講演会等の開催	子どもの権利に関して見識のある講師を招き、講演会や研修会を開催します。	子育て支援課
子どもの権利に関する学習	こども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。	子育て支援課 学校教育課
子どもの意見を表明する機会の確保	こども施策の策定などに当たって、子どもの意見反映がされるよう意識向上を図ります。	子育て支援課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

①必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

②任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の公表

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は次のとおりです。



子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には次の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない子どもです。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	認定こども園（教育利用）・幼稚園※
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園 小規模保育事業、家庭的保育事業

※施設型給付の対象となる施設として確認を受けた幼稚園

2 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域を一つの区域として設定します。なお、実際の運用に当たっては、それぞれの地域バランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

（1）1号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年4月1日の1号認定は737人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

(単位：人)

1号 教育認定 3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定及び教育ニーズの2号認定	604	554	499	461	432
②確保方策	特定教育・保育施設	833	833	833	833	833
②-①		229	279	334	372	401

(2) 2号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年4月1日の2号認定は1,791人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

(単位：人)

2号 保育認定 3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2号認定	1,631	1,575	1,498	1,460	1,448
②確保方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	1,864	1,864	1,864	1,864	1,784
	特定地域型保育事業所					
②-①		233	289	366	404	336

(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年4月1日の3号認定は1,335人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆0歳児以外は、今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。
- ◆0歳児においても、現状で待機児童が発生していないことを踏まえると、既存施設の弹力的運用などで確保できる見込みですが、必要に応じて、1号認定・2号認定の定員を3号認定（0歳児）に変更するなどの対応により、必要な提供体制を確保します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(単位：人)

3号 保育認定 0歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3号認定	304	302	300	297	294
②確保方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	244	244	244	244	240
	特定地域型保育事業所	47	47	47	47	47
②-①		-13	-11	-9	-6	-7

(単位：人)

3号 保育認定 1歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3号認定	443	438	433	429	425
②確保方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	457	457	457	457	439
	特定地域型保育事業所	47	47	47	47	47
②-①		61	66	71	75	61

(単位：人)

3号 保育認定 2歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3号認定	521	519	517	515	514
②確保方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	502	502	502	502	484
	特定地域型保育事業所	39	39	39	39	39
②-①		20	22	24	26	9

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設などや地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆「保育コンシェルジュ」として、特定型を本庁舎で実施、「子育てコンシェルジュ」として、基本型を西那須野庁舎及び子育てコミュニティ広場で実施しています。また、こども家庭センター（子育て相談課）において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を実施しています。

確保の内容

◆今後も上記4箇所で継続して実施し、子育て家庭への相談や情報提供などを行っていきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	4	4	4	4	4
確保方策	箇所	4	4	4	4	4
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆市が設置や委託などをしている地域子育て支援拠点や、教育・保育施設、地域で行っている子育てサロンについては、令和5(2023)年度の実績が計31箇所で年間の延べ利用人数は19,416人となっています。

◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績に基づいた量の見込みを設定します。また、実施箇所についても実施頻度などにより見直しを行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	22,202	21,526	20,839	20,031	19,404
確保方策	箇所	22	22	22	22	22
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	9	9	9	9
その他	箇所	13	13	13	13	13

※単位の「人回」とは1回当たりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「箇所」とは施設数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は妊娠届出数602件に対し、受診延人数は7,180人でした。

確保の内容

- ◆過去実績に基づき、人口推計による出生数と転入者などによる影響を考慮して人数を算出し、妊婦1人当たりの健診回数を過去の平均から12回として設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	532	516	499	480	465
	健診回数	6,384	6,192	5,988	5,760	5,580
確保方策		実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 5施設） 費用助成検診回数：14回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波など（1～14回） ②貧血、血糖、感染症など（適時） 実施時期：通年実施				

※単位の「人」は実人数のことです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2～3か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は、対象者621人に対して608人（97.9%）の訪問を実施しています。

確保の内容

- ◆計画期間中の量の見込みは、過去実績に基づき、各年の0歳児の人口推計により設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	562	525	513	498	477
確保方策	実施体制：15人 実施機関：子育て相談課					

※単位の「人」は実人数のことです。

(5)-1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は、実訪問件数632件、延べ訪問件数1,493件となっています。

確保の内容

- ◆計画期間中の量の見込みは、過去5年間の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	621	608	594	578	566
	人日	1,341	1,322	1,303	1,281	1,263
確保方策	実施体制：29人 中核機関：子育て相談課 実施機関：子育て相談課					

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集などを迅速に行うための取組など、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童などについて、児童養護施設などで短期間預かる事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は市内3箇所及び市外1箇所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は306件となっています。（トワイライトステイ事業は未実施）
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績から量の見込みを設定いたします。また、トワイライトステイは今後の社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

ショートステイ事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	310	310	310	310	310
確保方策	人日	310	310	310	310	310
	箇所	4	4	4	4	4

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

トワイライトステイ事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	-	-	-	-
確保方策	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かりなどの援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度末の会員数の内訳は、利用会員が289人、サポート会員が82人、両方会員が25人で、令和5(2023)年度の年間の活動件数が2,004件です。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆実績より会員数や利用実績の伸び率を勘案して量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	2,244	2,176	2,106	2,025	1,961	
確保方策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業を除く	人日	1,055	1,023	990	952	922
	就学後	人日	1,189	1,153	1,116	1,073	1,039
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日の利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の認定こども園や幼稚園の在園児に対する預かり保育の年間の延べ利用件数は18,214件となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用	人日	18,000	17,452	16,895	16,240	15,732
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確保方策	在園児対象型	人日	18,000	17,452	16,895	16,240	15,732
		箇所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度に保育園などで実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は年間の延べ利用3,270件（保育園など2,328件、ファミリー・サポート・センター942件）となっております。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	2,695	2,810	2,937	3,074	3,234	
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	1,640	1,787	1,947	2,122	2,312
		箇所	8	8	8	8	8
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	人日	1,055	1,023	990	952	922
		箇所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、教育・保育施設で保育を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の実績は年間の実利用人数が416人となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	420	411	398	392	389
確保方策	人	420	411	398	392	389
	箇所	20	20	20	20	20

※単位の「人」は実人数、「箇所」とは施設数のことです。

(10) 病児・病後児保育事業

病院、教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を見護師などが一時的に保育を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は、病児保育を1箇所、病後児保育を1箇所で実施し、2箇所合計の年間の延べ利用件数は436件となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	376	368	357	351	348
確保方策	人日	376	368	357	351	348
	箇所	3	3	3	3	3
病児・病後児対応型	人日	376	368	357	351	348
	箇所	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-
(再掲)子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年5月1日現在の入所児童数は、低学年で1,595人（公設938人・民設657人）です。高学年の入所児童数は1,008人（公設641人・民設367人）です。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	人	1,632	1,612	1,591	1,559	1,539
	高学年		1,098	1,114	1,128	1,135	1,150
量の見込み合計		人	2,730	2,726	2,719	2,694	2,689
確保方策	公設	低学年	人	895	895	895	895
		高学年	人	555	555	555	555
	民設	低学年	人	641	641	641	641
		高学年	人	398	398	398	398
確保方策合計		人	2,489	2,489	2,489	2,489	2,489

※単位の「人」は実人数のことです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆給食費（副材料費）の量について令和4(2022)年10月から市内の補助対象となる施設がなくなったことから実績はありません。令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園や幼稚園での給食費（副材料費）の補助を実施しています。その他の教材費や行事などにおける補助についても実績はありません。

確保の内容

◆給食費については過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。教材費・行事費などについては過去の実績はありませんが、申請があった場合に備えて量の見込みを調整します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	給食費（副材料費）	人	0	0	0	0	0
	教材費 ・行事費など (給食費以外)	1号認定	人	0	0	0	0
		2号認定	人	0	0	0	0
		3号認定	人	0	0	0	0

※単位の「人」は実人数のことです。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立の認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制を促進する事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和5(2023)年度の実績については、地域型保育事業への巡回支援を行っています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

新規参入施設等への巡回支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	箇所	8	8	8	8	8

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

認定こども園特別支援教育・保育経費	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	人	0	0	0	0	0

※単位の「人」は実人数のことです。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度より実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度に実施している要支援児童放課後応援事業の実績に基づき算出しています。

確保の内容

◆要支援児童放課後応援事業を令和7(2025)年度まで実施し、令和8(2026)年度からは児童育成支援拠点事業に引き継いで実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	2	2	2	2
確保方策	箇所	0	2	2	2	2

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度より実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人／年	10	10	10	10	10
確保方策	人／年	10	10	10	10	10

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業」は、保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満児が保護者の就労要件を問わず保育所などで保育を受けられる制度です。令和8(2026)年度から実施されます。

量の見込みの算出根拠

◆対象となる未就学児に月上限時間を乗じ、一人1月当たりの受け入れ可能時間数で除して算出しました。

確保の内容

◆教育・保育施設の定員（空き枠など）を活用して実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員	量の見込み	人日	0	26	27	27
	確保方策	人日	0	26	27	27

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行います。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の実績については、「国の出産・子育て応援給付金」における伴走型相談支援として、妊婦652人に2回、産婦635人に1回、合計1,939回の面談を行っています。
- ◆令和7(2025)年度から「妊婦等包括相談支援事業」として実施します。
- ◆妊娠届出数に1組当たりの面談回数の3回を乗じて算出しています。

確保の内容

- ◆妊娠届出時、妊娠後期相談時、乳児家庭全戸訪問時に面談を実施します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数(人)	532	516	499	480	465
		1組当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計回数(回)	1,596	1,548	1,497	1,440	1,395
確保方策(こども家庭センター)	妊婦等包括相談支援事業	回	1,596	1,548	1,497	1,440	1,395

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施します。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の実績については、産後ケア利用実人数134人、産後ケア利用日数369日となっています。
- ◆過去実績に基づき、妊娠届出件数を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆「宿泊型」「通所型」「居宅訪問型」を委託医療機関などで実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	693	729	765	804	843
確保方策	人日	693	729	765	804	843

5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、こどもが教育・保育と一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成27(2015)年より幼稚園から認定こども園への移行が進み、また、新規の認定こども園が開園するなど普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備などの状況や国及び県による財政支援の活用などを総合的に勘案しながら、取組を進めています。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士などの合同研修会の実施を平成27(2015)年度より実施してきましたが、今後も継続して実施し、教育・保育における共通理解を深め、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業などを提供している関係機関、関係団体などとの連絡・調整、連携、協働の体制を今後も整えていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元(2019)年10月より開始した幼児教育・保育の無償化の実施において、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定※」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されています。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、公平かつ適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設などと連携し必要な情報提供を行うとともに、立入調査や是正指導などが必要となった場合には県に協力を要請するなど、適切な方法により給付を行っていきます。

※子ども・子育て支援法第30条の4に定められる幼児教育・保育の無償化に伴い新設された認定区分。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

◆児童虐待防止対策の充実

これまで児童虐待防止のための各種対策に取り組んできたところですが、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

本市においても子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、改めて県が行う施策との連携に関する本市の方針を示した上で、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを行っていきます。

(1) 関係機関との連携及び相談支援体制の強化

地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を図るとともに、虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、心理的側面をはじめとした様々な専門的知見を蓄積していくための組織としての能力の向上や、各種研修会、セミナーへの参加などを通じた相談支援体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護、専門的な判定などの児童相談所の専門性や権限を要する場合には適切に援助を求めるなど、より効果的な連携強化を図ります。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応など

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導などの母子保健事業などを通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、課題やニーズに応じた適切な支援につなげます。

また、教育・保育施設、医療機関、民間団体などと効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援の推進に当たっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設などの連携、市町の求めに応じて技術的助言などを行う児童家庭支援センターの活用など、社会的養護施策との連携を図ります。

また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発などにおける県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

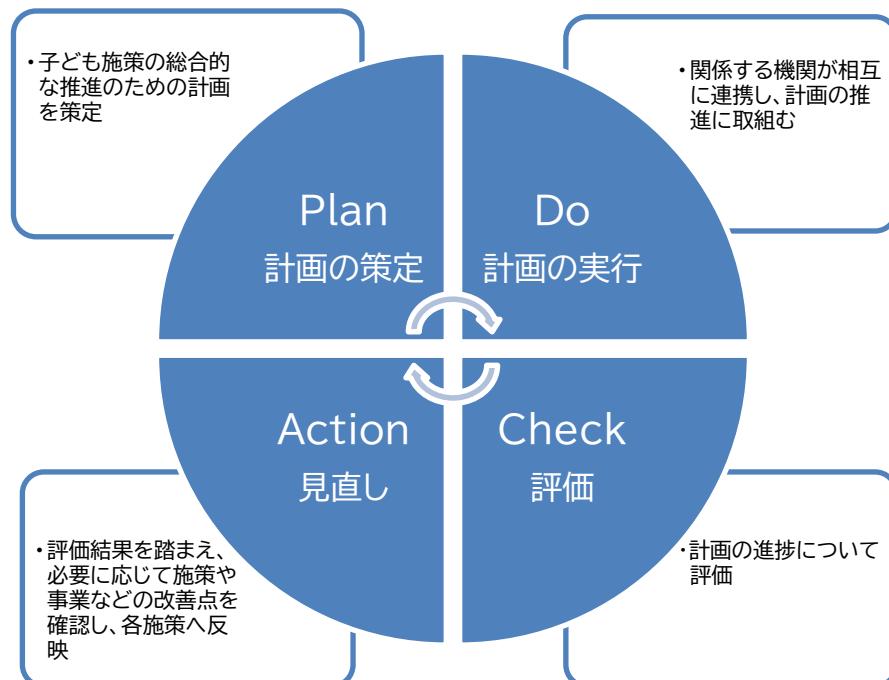
本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、自ら果たすべき役割を認識し、相互に協力・連携しながら、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるための様々な施策を、計画的・総合的・横断的に推進します。また、計画内容を広報・啓発し、市民に対しても情報発信に努めます。

さらに、施策の推進に当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）を意識して取り組むとともに、社会情勢や市民ニーズの変化に対して的確かつ柔軟な対応を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

計画の進行管理は、策定・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考え方をもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「子ども・子育て会議」などで行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和5(2023)年 6月19日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第3期子ども・子育て未来プランの策定及び策定スケジュールについて
令和5(2023)年 7月3日	第35回 子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て未来プランの策定及び策定スケジュールについて
令和6(2024)年 2月	子ども・子育て支援施策 推進委員会（意見照会）	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・子育て世帯生活実態調査の実施について
令和6(2024)年 2月	第36回 子ども・子育て会議（書面）	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・子育て世帯生活実態調査の実施について
令和6(2024)年 2月20日～3月31日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	・未就学児がいる家庭の保護者、小学生がいる家庭の保護者からそれぞれ2,000世帯を抽出して実施。
令和6(2024)年 2月28日～3月31日	子育て世帯生活実態調査	・市内の小学5年生、中学2年生、小学5年生及び中学2年生の保護者を対象として実施
令和6(2024)年 3月18日	第37回 子ども・子育て会議	・子どもの意見聴取について
令和6(2024)年 6月～7月	子ども・若者の意見聴取	・中学生ワークショップ ・子ども食堂対面ヒアリング ・放課後児童クラブ対面ヒアリング ・ホームページでの意見募集
令和6(2024)年 7月1日	第38回 子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て未来プランの骨子案について
令和6(2024)年 8月	庁内への意見照会	・第3期子ども・子育て未来プランにおける各種事業の設定について
令和6(2024)年 10月	子ども・子育て支援施策 推進委員会（意見照会）	・第3期子ども・子育て未来プラン素案について
令和6(2024)年 10月28日	第39回 子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て未来プラン素案について
令和6(2024)年 11月27日	庁議	・第3期子ども・子育て未来プラン（案）について
令和6(2024)年 12月2日～12月27日	パブリックコメント	
令和7(2025)年 3月	議会上程	

2 関係例規

(1) 那須塩原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

那須塩原市条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員及び婦人相談員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額7,400円
-------------	----------

(2) 那須塩原市子ども・子育て会議規則

平成25年9月27日
那須塩原市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成25年那須塩原市条例第25号。以下「条例」という。）第2条及び第6条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第3条 条例第2条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月23日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 那須塩原市子どもの権利条例

平成26年3月26日
那須塩原市条例第4号

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切にする心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。
- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な権利として保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

(一人の人間として尊重される権利)

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

(豊かに育ち学ぶ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

(意見の表明及び参加する権利)

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

第3章 責務

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

(大人の責務)

第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

2 大人は、地域の子どもが安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。

3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるよう支援に努めなければならない。
- 4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携)

第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し、子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

第4章 基本的な施策

(子どもの権利に関する思想の普及)

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

- 2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

(困窮の状況にある子どもへの支援)

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失するおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

(子どもの虐待の防止及び救済)

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(いじめの防止及び救済)

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(体罰の禁止及び救済)

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。

3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報)

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

(子どもの面会交流等)

第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他子どもの健やかな成長に関し必要な事項について協議しなければならない。

2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

第5章 権利侵害からの救済

(相談及び救済)

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

(救済委員会)

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

（2）前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。

（3）子どもの権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(市長の措置)

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、必要があると認めたときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることがある。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公表することができる。

(救済委員会への協力等)

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

第6章 行動計画

(施策の推進及び行動計画)

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

(行動計画の検証)

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

第7章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 令和6(2024)年度那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No	区分	所属	氏名	備考
1	1号	黒磯地区公立保育園保護者	佐藤 彰太	
2		西那須野・塩原地区公立保育園保護者	江連 拓志	
3		民間保育園保護者	室井 和吉子	
4		認定こども園保護者	藤田 克明	
5		地域型保育事業所保護者	刈屋 江李	
6		那須塩原市P T A連絡協議会	和氣 悅夫	
7	2号	那須塩原市商工会	大島 小織	
8		西那須野商工会	大倉 太喜生	
9	3号	那須塩原市民間保育園長会	秋間 要一	
10		那須塩原市私立幼稚園長会	戸田 直樹	副会長
11		那須地区認定こども園連合会	佐久間 久枝	
12		地域型保育事業所長	大平 いづみ	
13		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	
14		那須塩原市民間学童クラブ協議会	白澤 崇行	
15		那須塩原市小中学校長会	小泉 真紀	
16		特定非営利活動法人子育てほっとねっと	西田 由記子	
17	4号	特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス	八木澤 明美	
18		社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	柴田 直也	
19		衛生福祉大学校非常勤講師	浅香 勉	会長
20	5号	那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	石田 香織	
21		特定非営利活動法人アスク	佐藤 由紀子	



**第3期 那須塩原市子ども・子育て未来プラン
－那須塩原市こども計画－
令和7年(2025)年3月**

企画・編集・発行 那須塩原市子ども未来部子育て支援課
〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
TEL 0287-46-5532 FAX 0287-37-9156
Mail kosodateshien@city.nasushiobara.tochigi.jp
URL <http://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/>